

終身共濟事業細則

終身共済事業細則

目 次

【総 則】

第1条 (通 則)	1
-----------	---

【共済契約関係者】

第2条 (組合員と同一の世帯に属する者の範囲)	1
第3条 (生計を共にする者の範囲)	1
第4条 (被共済者となることができない職業)	1
第5条 (共済金額を制限する職業)	1
第6条 (死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い)	2

【共済契約の締結・変更等】

第7条 (共済契約の申込みの撤回)	2
第8条 (生年月日および性別の訂正)	2
第9条 (条件付加入制度)	2
第10条 (特定疾病加入制度)	3
第11条 (共済掛金が未払となった場合の払込票扱い)	3
第12条 (共済掛金の払込方法の変更)	4
第13条 (指定発効日)	4
第14条 (この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)	4
第15条 (移行契約)	5
第16条 (共済金額の減額)	6
第17条 (その他の反社会的勢力の定義)	6
第18条 (共済契約者が死亡したときの共済契約の承継)	6
第19条 (解約返戻金等の請求)	6
第20条 (終身医療共済の解約返戻金)	7

【共済金等の請求および支払い】

第21条 (共済金請求時および共済掛金の払込免除請求時の提出書類)	7
第22条 (共済金の支払方法)	8
第23条 (代理人の共済金請求に関する決定通知)	8
第24条 (共済金受取人が複数いる場合の取扱い)	8
第25条 (移行契約における発効前の共済事故の取扱い)	8
第26条 (移行契約における共済金支払いの取扱い)	9
第27条 (移行契約の解除の特例)	9
第28条 (生死不明の状態)	9

第29条 (重度障害の取扱い)	9
第30条 (障害等級の認定)	10
第31条 (入院の定義)	10
第32条 (病院または診療所の定義)	10
第33条 (「医師」他の定義)	11
第34条 (健康保険および公的医療保険制度の範囲)	11
第35条 (臓器等の定義)	11
第36条 (手術に関する取扱い)	11
第37条 (薬物依存の定義)	12
第38条 (他覚症状の定義)	12
第39条 (すでに罹患していた疾病の定義)	12
第40条 (急激かつ偶然な外因による事故の定義)	12
第41条 (同一の原因による入院の取扱い)	12
第42条 (申込日以前の不慮の事故等を原因とする入院または手術の取扱い)	13
第43条 (死亡共済金額および重度障害共済金額の適用)	13
第44条 (疾病入院共済金額および災害入院共済金額の適用)	13
第45条 (疾病手術共済金額および災害手術共済金額の適用)	13
第46条 (リビングニーズ共済金の額の計算方法)	13
第47条 (感染症における事故日の取扱い)	14

【契約者割戻金】

第48条 (契約者割戻金の割り当て)	14
第49条 (据置割戻金に対する利息)	14
第50条 (契約者割戻金の支払い)	14
第51条 (据置割戻金の通知)	15

【インターネット扱い】

第52条 (電磁的方法による共済契約の申込み)	15
第53条 (電磁的方法による共済契約の手続き)	15
第54条 (電磁的方法による契約者割戻金の支払い)	16
第55条 (重複の回避)	16

【事業の実施方法】

第56条 (改 廃)	17
------------	----

付 則	17
-----	----

別表第1 共済契約の型	20
-------------	----

別表第2 各共済契約の型の共済掛金額	21
--------------------	----

終身共済事業細則

【総 則】

(通 則)

第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、終身共済事業規約（以下「規約」といいます。）第77条（細則）にもとづき、この細則を定めます。

【共済契約関係者】

(組合員と同一の世帯に属する者の範囲)

第2条 規約第6条（共済契約者の範囲）に定める「組合員と同一の世帯に属する者」とは、社会生活上の単位として住居または生計を共にしている者をいい、必ずしも親族であることを要しません。

(生計を共にする者の範囲)

第3条 前条、規約第7条（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号、ならびに第10条（共済金受取人の代理人）第5項第3号に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。

(被共済者となることができない職業)

第4条 規約第7条（被共済者の範囲）第3項に定める「細則に定める被共済者となることができない職業」とは、次の各号に定めるものとします。

- (1) オートテスター（自動車・オートバイ）その他これに類するもの
- (2) 自動車競走選手、オートバイ競走選手、その他これに類するもの
- (3) その他前2号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの

2. 第15条（移行契約）に定める移行契約において、引き続き移行前の共済契約と同額の範囲内で共済契約を締結する場合に限り、この会は、前項の規定を適用しません。

(共済金額を制限する職業)

第5条 規約第47条（死亡共済金額および重度障害共済金額）第3項、第52条（疾病入院共済金額）第3項、第56条（疾病手術共済金額）第3項、第61条（災害入院共済金額）第3項および第65条（災害手術共済金額）第3項の「細則に定める共済金額を制限する職業」とは、次の各号に定めるものとします。

- (1) 前条に定める職業以外のスポーツ競技を職業とするもの
- (2) 登山家、登山ガイド
- (3) 潜水、潜函、サルベージ等に従事するもの
- (4) 木材、石材、土砂、砂利の採取、運搬に従事するもの
- (5) 坑内、隧道（トンネル）内作業に従事するもの
- (6) ハイヤー、タクシー運転手
- (7) その他前6号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの

2. 第15条（移行契約）に定める移行契約において、引き続き移行前の共済契約と同額の

範囲内で共済契約を締結する場合に限り、この会は、前項の規定を適用しません。

(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い)

第6条 規約第9条（共済金受取人）第4項第2号に定める「その他細則に定める前号に準ずると認められる者」または規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項第4号に定める「その他細則に定める前3号に準ずると認められる者」とは、共済契約者と住居および生計を同一にしている等、共済契約者の日常生活に密接な関係にある者（以下「日常生活に密接な関係にある者」といいます。）をいいます。

2. 日常生活に密接な関係にある者を死亡共済金受取人または指定代理請求人に指定または変更するにあたっては、共済契約者に配偶者がいないこと、および共済契約者と被共済者が同一人であること等の条件を満たす必要があります。
3. 日常生活に密接な関係にある者として同性パートナー（戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者をいいます。）を指定するにあたっては、前項の条件に加えて指定時において共済契約者と当該同性パートナーが同居していること、および当該同性パートナーに配偶者がいないことの条件を満たす必要があります。
4. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第5項第1号に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。

【共済契約の締結・変更等】

(共済契約の申込みの撤回)

第7条 規約第12条（共済契約の申込み）第6項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記し、かつ署名のうえこの会に提出するものとします。

- (1) 共済契約の種類および共済金額
- (2) 申込日
- (3) 共済契約申込者の氏名および住所
- (4) 被共済者の氏名

(生年月日および性別の訂正)

第8条 規約第12条（共済契約の申込み）第8項にもとづき、被共済者の生年月日または性別に誤りがあった場合には、この会は、被共済者の正しい生年月日または性別にもとづいて共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた当該共済契約の共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、または不足分を追徴します。

(条件付加入制度)

第9条 この会は、特定の疾病につき追加の告知を求めたうえで、共済金の支払いを免責とす

る等の条件を付して共済契約を引き受けること（以下「条件付加入制度」といい、条件付加入制度を適用して引き受けた共済契約を「条件付加入契約」といいます。）ができます。

2. 前項の規定により共済契約を申込み場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。

3. 第15条（移行契約）の規定により共済契約を締結するにあたって、移行前の契約が「条件付加入契約」である場合には、移行契約においても引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、「条件付加入契約」の申込日から起算します。

4. 規約第54条（疾病入院共済金）第8項の規定にかかわらず、「条件付加入契約」の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。

(1) 「免責疾病」による入院を開始したときに「免責疾病」以外の疾病を併発していたとき

(2) 「免責疾病」による入院中に、「免責疾病」以外の疾病を併発したとき

（特定疾病加入制度）

第10条 この会は、特定の疾病につき追加の告知を求めたうえで共済契約を引き受けること（以下「特定疾病加入制度」といいます。）ができます。

2. 前項の規定により共済契約を申込み場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。

（共済掛金が未払となった場合の払込票扱い）

第11条 共済契約者は、規約第12条（共済契約の申込み）第4項および第15条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第18条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の払い込みができなかった場合、規約第19条（共済掛金の口座振替）第4項、第6項および第7項、ならびに第101条（共済掛金の払込み）第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限ります。

2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。

(1) 支払期限は、規約第12条（共済契約の申込み）第4項に定めるとおりとします。

(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。

(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第19条（共済掛金の口座振替）第

- 2 項に定める初回掛金の振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。
3. 第2回目以後の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。
- (1) 支払期限は、規約第17条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。
 - (2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の払い込みができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。
 - (3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第19条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。
4. この会は、払込票扱いの払い込む共済掛金について、共済掛金領収書の発行を省略することができます。

（共済掛金の払込方法の変更）

第12条 共済契約者は、規約第15条（共済掛金の払込方法および払込期日）第1項に定める共済掛金の払込方法のうち、月払から年払または年払から月払に払込方法を変更することができます。

2. 前項の変更をおこなう場合、共済契約者は、この会所定の書類に必要事項を記入し、この会に提出しなければなりません。
3. 前項の申込みがあった場合、この会は、申込みのあった直後の発効日の年応当日より共済掛金の払込方法を変更します。

（指定発効日）

第13条 規約第14条（共済契約の成立および効力の発生）の規定にかかわらず、この会は、共済契約者の了承を得て、共済契約の申込日の翌日以後の任意の日を共済契約の発効日として指定（以下「指定発効日」といいます。）することができます。

2. 前項の場合において、この会が共済契約の申込みを承諾したときは、申込日において共済契約が成立したものとみなし、かつ、指定発効日の午前零時から効力が発生します。

（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）

第14条 規約第47条（死亡共済金額および重度障害共済金額）、第52条（疾病入院共済金額）、および第61条（災害入院共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。

- (1) 死亡共済金額および重度障害共済金額

発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する生命共済、こども共済、または学生総合共済（以下、それぞれ「生命共済」、「こども共済」、「学生総合共済」といいます。）、および全国大学生協共済生活協同組合連合会の実施する短期生命共済（ただし、本条においては、2022年（令和4年）4月1日以降に発効した契約に限ります。）と通算して死亡共済金額（災害死亡共済金を含みます。）および重度障害共済金額（災害重度障害共済金を含みます。）それぞれ1,000万円とします。

- (2) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額

生命共済またはこども共済およびこの会の実施する定期生命共済（以下、「定期生命共済」といいます。）と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額それぞれ23,000円とします。

- (3) 前2号にかかわらず、発効日において第5条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額の最高限度は、定期生命共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額各5,000円とします。

(移行契約)

第15条 共済契約者は、被共済者について、生命共済または定期生命共済の契約の共済期間の中途または満了後に終身共済の契約に変更しようとする場合には、生命共済または定期生命共済の契約について解約または満了すると同時に終身共済の契約を締結することができます。ただし、「終身生命共済」単独の契約を締結することはできません。

2. 前項の規定により、この会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。
3. 移行契約の締結にあたっては、規約第7条（被共済者の範囲）第2項の規定にかかわらず、被共済者となることのできる者の年齢は共済契約の発効日において満50歳以上満71歳未満とします。
4. 前3項の規定にかかわらず、生命共済または定期生命共済の契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、終身共済の契約を締結することはできません。
 - (1) 生命共済または定期生命共済の契約の申込日から終身共済の発効日までの継続期間が2年未満の契約
 - (2) 定期生命共済の「生命型」および特例加入制度により締結した「65歳以上専用歳満期型」の契約
 - (3) 生命共済の契約で、共済掛金の月額が1,000円以下、かつ、終身共済の発効日における被共済者の年齢が満65歳未満となる契約
5. 移行契約の申込みにあたっては、規約第12条（共済契約の申込み）第1項、第2項、第3項および第8項の規定を準用します。
6. 移行契約の申込みの諾否については、規約第13条（共済契約申込みの諾否）を準用します。
7. 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。
8. 共済契約者は移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第15条（共済掛金の払込方法および払込期日）第5項および第17条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。
9. 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。
10. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失い

または消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。

(共済金額の減額)

第16条 共済契約者は、規約第23条（共済金額の減額）の規定により共済金額の減額をおこなう場合には、この会所定の書面に署名のうえ、提出しなければなりません。

2. 前項の規定により共済金額を減額する場合の減額の単位は、共済契約の種類ごとに次の各号のとおりとします。

(1) 「終身生命共済」

共済金額の減額の単位は100万円とします。

ただし、別表第1「共済契約の型」第1項第1号に定める終身生命共済の型のうち、減額をおこなう共済契約の発効時年齢において発効可能な最も低い型の共済金額未満に減額することはできません。

(2) 「終身医療共済」

共済金額の減額の単位は、別表第1「共済契約の型」第1項第2号に定める終身医療共済の型のうち、減額をおこなう共済契約の発効時年齢において発効可能な型とします。なお、疾病入院共済金、疾病手術共済金、災害入院共済金および災害手術共済金のいずれかの共済金額の減額があった場合には、すべての共済金について同時に同額の共済金額の減額をするものとします。

(その他の反社会的勢力の定義)

第17条 規約第40条（重大事由による共済契約の解除）第1項第4号アに定める「その他の反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいい、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団を含みます。

(共済契約者が死亡したときの共済契約の承継)

第18条 規約第25条（共済契約による権利義務の承継）第3項に定める「被共済者が承継することが困難な場合」とは、被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。

(解約返戻金等の請求)

第19条 規約第35条（共済契約の失効）、第36条（共済契約の解約）、第39条（告知義務違反による共済契約の解除）、第40条（重大事由による共済契約の解除）、第42条（消滅の場合の解約返戻金）にもとづき解約返戻金（年払共済掛金の未経過共済掛金を含みます）を請求する場合（あわせてその他の返戻金または割戻金を請求する場合を含みます。）、共済契約者は、この会所定の解約届兼返戻金請求書またはその他の請求書と共済契約者の印鑑登録証明書を提出しなければなりません。

2. 共済契約者は、前項の規定によるほか、次の各号の場合には、被共済者の死亡の事実を確認できる書類（住民票等）を提出しなければなりません。

(1) 規約第92条（共済掛金払込期間満了後の無解約返戻金契約の解約返戻金額）の規定のうち、共済契約の消滅により解約返戻金を請求するとき

(2) 「終身医療共済」の契約の消滅により年払共済掛金の未経過共済掛金を請求するとき

3. この会は、前2項の規定にかかわらず、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。
4. この会は、解約返戻金（年払共済掛金の未経過共済掛金を含みます）およびその他の返戻金を規約第19条（共済掛金の口座振替）第1項第1号に定める指定口座に支払うことができます。

（終身医療共済の解約返戻金）

第20条 「終身医療共済」の共済契約においては、規約第16条（共済掛金の払込期間）第1項第1号に定める終身払および、第2号に定める短期払において払い込みを終えていない場合は、解約返戻金（年払共済掛金の未経過共済掛金を除きます）を支払いません。

【共済金等の請求および支払い】

（共済金請求時および共済掛金の払込免除請求時の提出書類）

第21条 規約第29条（共済金の支払請求）、第89条（共済掛金の払込免除の請求）および第98条（リビングニーズ共済金の請求）に定める「細則に定める提出書類」とは、次の各号のとおりです。

(1)	死亡共済金	死亡診断書（死体検案書） 死亡共済金受取人と被共済者の続柄・受取人順位等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票等） 死亡共済金受取人の印鑑登録証明書 委任状 委任者の印鑑登録証明書
(2)	重度障害共済金	障害診断書 共済金受取人の印鑑登録証明書
(3)	リビングニーズ共済金	診断書（リビングニーズ用） 共済金受取人の印鑑登録証明書
(4)	疾病入院共済金	診断書（治療証明書）
(5)	疾病手術共済金	診断書（治療証明書） 診療明細書
(6)	災害入院共済金	診断書（治療証明書） 不慮の事故等であることを証する書類
(7)	災害手術共済金	診断書（治療証明書） 診療明細書 不慮の事故等であることを証する書類
(8)	共済掛金の払込免除	障害診断書

*上記書類のうち、「死亡診断書（死体検案書）」「障害診断書」「診断書（リビングニーズ用）」「診断書（治療証明書）」については、この会所定の様式によるもので、診断書（検案書）または証明書の原本を提出しなければなりません。

2. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人、および同第5

項に定める代理請求人のいずれかが共済金を請求する場合または共済掛金の払込免除を請求する場合は、前項に定める書類に加えて次の各号の書類を提出しなければなりません。なお、指定代理請求人が請求するときは、第1号から第3号の書類の提出で足りるものとします。

- (1) 共済契約者または共済金受取人に、第6条（死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い）第4項に定める事情があることを示す書類（診断書等）
- (2) 共済契約者または共済金受取人に、成年後見人等が登記されていないことの証明書
- (3) 共済契約者または共済金受取人と、指定代理請求人または代理請求人の続柄等が確認できる書類（住民票等）
- (4) 指定代理請求人に、規約第10条（共済金受取人の代理人）第5項第1号に定める事情があることを示す書類（住民票、診断書等）
- (5) 代理請求人の印鑑登録証明書
- (6) この会所定の念書

3. この会は、前2項の規定にかかわらず、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

（共済金の支払方法）

第22条 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項、第5項および第31条（共済金の支払い）第1項に定める「細則に定める方法」とは、この会の事務所にて支払う方法またはこの会が指定する金融機関等の口座に振り込む方法とします。

2. 前項の規定によりこの会が指定する金融機関等の口座に共済金を振り込む場合、振込先は共済金受取人の名義の口座とします。ただし、規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項第1号から第3号に定める指定代理請求人が共済金を請求する場合で、この会の了承を得たときは、指定代理請求人の名義の口座を指定することができます。なお、規約第19条（共済掛金の口座振替）に定める口座振替により共済掛金を払い込んでいる場合、共済金受取人または代理人は、同第1項第1号に定める指定口座を指定することができます。

3. この会は、規約第2条（事業）に定める基本契約における共済金ごとに支払うことができます。

（代理人の共済金請求に関する決定通知）

第23条 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項および第5項の規定により、代理人から共済金の請求があった場合には、共済金の支払いの有無にかかわらず、当該請求に関するこの会からの決定は、代理人に通知します。

（共済金受取人が複数いる場合の取扱い）

第24条 この会は、規約第9条（共済金受取人）第14項に定める代表者が共済金受取人全員分の委任状を取得できないときは、委任状が取得できない共済金受取人分に相当する額を差し引いた共済金額を代表者に対して支払います。

（移行契約における発効前の共済事故の取扱い）

第25条 この会は、移行の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合において、移行前の契約では手術に関する特約を付帯していないときは、規約第21条（申込日翌日以後発効日前日

までの期間に発生した共済事故の取扱い) 第1項第1号を準用し、共済期間中の事由とみなして災害手術共済金を支払います。

(移行契約における共済金支払いの取扱い)

第26条 第15条(移行契約)に定める移行した契約における共済金支払いの取扱いは次の各号のとおりです。

(1) 移行前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金を支払います。

(2) 前号に当てはまらない部分については、移行の申込日から起算して共済金を支払います。

2. 移行をした契約における各共済金の支払限度日数の判断は、当該契約における入院日数と移行前の契約の共済期間中の入院日数を通算のうえおこないます。ただし、規約第54条(疾病入院共済金)第3項および第63条(災害入院共済金)第2項の、通算して1,000日を限度とする規定は、移行契約発効日以後の入院日数のみ通算します。

(移行契約の解除の特例)

第27条 移行契約申込みの際の告知義務違反により、移行契約が解除される時、この会は、移行契約の申込みはおこなわれなかったものとし、移行前の契約は終了しなかったものとして取り扱うことができます。

(生死不明の状態)

第28条 この会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、規約第31条(生死不明の場合の共済金の支払い)にもとづき次の各号に掲げる日において被共済者が死亡したものとみなして規約第49条(死亡共済金および重度障害共済金)の規定を適用します。

(1) 被共済者が失踪宣告を受けたとき

普通失踪においては7年間の期間が満了したとき、特別失踪においては死亡の原因となるべき危難の去ったときに被共済者が死亡したものとみなします。

(2) 被共済者が船舶または航空機の事故またはその他の危難に遭い、その生死が、その危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき

ア. 航空機の事故の場合 30日

イ. 船舶の事故の場合 3ヵ月

ウ. ア、イ以外の危難の場合 1年

その危難の去ったときに被共済者が死亡したものとみなします。

ただし、それぞれの期間が経過する前であっても、被共済者が死亡したものと認められるときは、死亡共済金を支払うことができます。

2. 前項の規定により、死亡共済金受取人が死亡共済金を受け取る場合において、当該死亡共済金受取人は、この会に対して規約第31条(生死不明の場合の共済金の支払い)第2項の規定に同意する念書を提出することを要します。

(重度障害の取扱い)

第29条 規約別表第1「重度障害の定義」における「身体障害」には、不慮の事故等を直接の

原因とする非器質性精神障害を含むものとします。

2. この会は、次の各号のいずれかに該当する場合、重度障害について症状が固定したものとみなします。

(1) 疾病により、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき

(2) 不慮の事故等により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき

(3) 不慮の事故等により事故日から2年を超えて公的な障害認定(自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等)を受けたとき(事故日から2年後の事故日に相当する日の前日において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします。)

(障害等級の認定)

第30条 規約第49条(死亡共済金および重度障害共済金)における重度障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)第14条(障害等級等)第2項から第4項に準じておこないます。

(入院の定義)

第31条 規約第54条(疾病入院共済金)および第63条(災害入院共済金)における「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 前項における「入院」に該当するかどうかは、主治医の判断だけでなく、この会において治療内容、他覚的所見の有無、生活状況等を確認のうえ、入院時の医学的水準等に照らして判断します。入院中に「入院」に該当しなくなった場合、入院は終了したものとみなし、「入院」に該当しなくなった日の前日を退院日とします。

3. 第1項の規定にかかわらず、規約第54条(疾病入院共済金)および第63条(災害入院共済金)については、脱臼、骨折、打撲および捻挫の場合に限り、柔道整復師による施術を医師の治療に準ずるものとし、施術に関する医師の同意がある場合に限り、「医師」を「柔道整復師」と読み替えます。

4. 前3項の規定にかかわらず、健康保険の療養の給付または療養費の対象とならないものは、入院と認めません。ただし、次の各号の条件をいずれも満たす場合は、この限りではありません。

(1) 傷病名が「性同一性障害」(「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠(厚生労働省大臣官房統計情報部編)」(以下「分類提要」といいます。)の分類がF64)であること

(2) 社団法人日本精神神経学会『性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン』に則り診断または治療がおこなわれていること

(病院または診療所の定義)

第32条 規約第54条(疾病入院共済金)第1項および第63条(災害入院共済金)第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所

です。

2. 前条第2項に該当する場合には、柔道整復師の施術所について、病院または診療所に準ずるものとします。
3. 第1項に定める病院または診療所と同等であると認められる場合には、日本国外にある医療施設について、病院または診療所に準ずるものとします。

(「医師」他の定義)

第33条 規約第54条(疾病入院共済金)第6項、第63条(災害入院共済金)第4項および別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。

2. 第31条(入院の定義)における「柔道整復師」とは、柔道整復師法に定める柔道整復師とします。

(健康保険および公的医療保険制度の範囲)

第34条 第31条(入院の定義)第4項および規約第58条(疾病手術共済金(2022年9月1日以前に発効した共済契約))第5項における「健康保険」、ならびに規約第59条(疾病手術共済金(2022年9月2日以後に発効した共済契約))第2項における「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。

- (1) 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)
- (2) 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年5月1日法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年9月8日法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年8月21日法律第245号)
- (6) 船員保険法(昭和14年4月6日法律第73号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)

(臓器等の定義)

第35条 規約第54条(疾病入院共済金)第10項、第58条(疾病手術共済金(2022年9月1日以前に発効した共済契約))第5項および第59条(疾病手術共済金(2022年9月2日以後に発効した共済契約))第8項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。

(手術に関する取扱い)

第36条 規約第59条(疾病手術共済金(2022年9月2日以後に発効した共済契約))第1項および第67条(災害手術共済金)に定める「治療を直接の目的」とする手術とは、傷病の治療のための手術をいい、「美容整形上の手術」「疾病を直接の原因としない不妊治療のための手術」「傷病を直接の原因としない視力矯正のための手術」「診断・検査のための手術」などは、「治療を直接の目的」とする手術には該当しません。

2. 規約第59条(疾病手術共済金(2022年9月2日以後に発効した共済契約))第4項第2号に定める「内視鏡等」による手術とは、ファイバースコープ・体表の切開を伴わない

硬性内視鏡による手術、および血管・バスケットカテーテルによる手術をいいます。

3. 規約別表第4「手術支払倍率表」における「診療報酬点数」とは、実施した手術に割り当てられた診療報酬点数のみをいいます。各種加算等その他の点数は含みません。また、「短期滞在手術（手術、入院等の費用が一括して算定されるもの）」は、実施した手術の診療報酬点数のみをいいます。

（薬物依存の定義）

第37条 規約第55条（疾病入院共済金を支払わない場合）第1項第3号および第64条（災害入院共済金を支払わない場合）第1項第3号における「薬物依存」とは、分類提要の分類（F11～F19）によります。ただし、次の各号の場合を除きます。

- （1）医療行為によってその状態に至った場合
- （2）その状態に至った原因が、共済契約者、共済金受取人および被共済者のいずれの責めに帰すべき事由にもあたらない場合

（他覚症状の定義）

第38条 規約第55条（疾病入院共済金を支払わない場合）第1項第4号および第64条（災害入院共済金を支払わない場合）第1項第7号における「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。

（すでに罹患していた疾病の定義）

第39条 規約第49条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項、第54条（疾病入院共済金）第2項、第58条（疾病手術共済金（2022年9月1日以前に発効した共済契約））第2項、第59条（疾病手術共済金（2022年9月2日以後に発効した共済契約））第3項、第88条（共済掛金の払込みを免除しない場合）第1項第2号および第96条（リビングニーズ共済金）第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。

- （1）被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合
- （2）被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合

（急激かつ偶然な外因による事故の定義）

第40条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に定める「急激かつ偶然な外因による事故」とは、次の各号の条件をすべて満たす事故をいいます。

- （1）「急激」とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。）
- （2）「偶然」とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。
- （3）「外因」とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

（同一の原因による入院の取扱い）

第41条 規約第54条（疾病入院共済金）第4項および第63条（災害入院共済金）第3項におけ

る「同一の原因」による入院には、傷病名を異にするものであっても因果関係のある一連の傷病による入院を含みます。

(申込日以前の不慮の事故等を原因とする入院または手術の取扱い)

第42条 この会は、被共済者が、申込日以前に発生した不慮の事故等を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始した場合または手術を受けた場合、疾病を原因とする入院または手術とみなして規約第54条(疾病入院共済金)、第58条(疾病手術共済金(2022年9月1日以前に発効した共済契約))および第59条(疾病手術共済金(2022年9月2日以後に発効した共済契約))の規定を適用します。

(死亡共済金額および重度障害共済金額の適用)

第43条 規約第49条(死亡共済金および重度障害共済金)第1項における共済金額は、死亡または重度障害となったときの共済金額とします。

2. 規約第96条(リビングニーズ共済金)におけるリビングニーズ共済金額を算出する際の死亡共済金額は、リビングニーズ共済金の請求日における共済金額とします。

(疾病入院共済金額および災害入院共済金額の適用)

第44条 規約第54条(疾病入院共済金)第1項および第63条(災害入院共済金)第1項における各共済金額は、入院開始時の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、規約第54条(疾病入院共済金)第1項および第63条(災害入院共済金)第1項に定める入院の期間中に共済金額が減額となった場合には、減額となった日以後の入院期間については、各共済金額は、減額となった共済金額とします。

3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故等が発生した後に移行契約の申込みがなされ、共済金額が増額となる場合、移行契約発効後にその不慮の事故等を直接の原因とする入院を開始したときは、規約第63条(災害入院共済金)第1項における災害入院共済金額は、不慮の事故等の発生時における契約の共済金額とします。なお、規約第54条(疾病入院共済金)第10項第2号の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。

(疾病手術共済金額および災害手術共済金額の適用)

第45条 規約第58条(疾病手術共済金(2022年9月1日以前に発効した共済契約))第1項、第59条(疾病手術共済金(2022年9月2日以後に発効した共済契約))第1項および第67条(災害手術共済金)第1項における各共済金額は、手術を受けたときの共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故等が発生した後に移行契約の申込みがなされ、共済金額が増額となる場合、移行契約発効後にその不慮の事故等を直接の原因とする手術を受けたときは、規約第67条(災害手術共済金)第1項における災害手術共済金額は、不慮の事故等の発生時における契約の共済金額とします。なお、規約第58条(疾病手術共済金(2022年9月1日以前に発効した共済契約))第5項第2号および第59条(疾病手術共済金(2022年9月2日以後に発効した共済契約))第8項第2号の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。

(リビングニーズ共済金の額の計算方法)

第46条 規約第96条（リビングニーズ共済金）第2項に定める共済金額から差し引く金額は次の各号に定める計算に基づく金額とするものとします。

- (1) 共済金額から差し引く利息相当額は、当該共済契約の死亡共済金および重度障害共済金にかかる共済掛金の算出に使用する予定利率を用いて計算します。
- (2) 共済金額から差し引く共済掛金相当額は、当該共済契約に適用されている共済掛金のうち、共済金額に対応する部分を基礎として計算した、請求日の翌日以後最初に到来する払込応当日以後請求日の翌日から6ヵ月間に到来する発効日の月応当日の数に対応する月払共済掛金額から、前項に掲げる予定利率により計算した請求日から払込応当日までの期間の利息相当額を差し引いた額とします。

（感染症における事故日の取扱い）

第47条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故等が発生した日として取扱います。

【契約者割戻金】

（契約者割戻金の割り当て）

第48条 規約第69条（契約者割戻金）第1項に定める「当該事業年度末に有効な共済契約」とは、事業年度の決算日の24時までの効力を有する共済契約とします。

2. 当該事業年度の決算日に有効であっても、共済掛金の払い込みがなされていない共済契約については、共済掛金が払い込まれるまで割当対象共済契約から除きます。

（据置割戻金に対する利息）

第49条 規約第69条（契約者割戻金）第2項に定める「割当日」とは、当該事業年度の決算日の翌日をいい、割当日から1年以上据え置いた据置割戻金には、据置利息をつけるものとします。

（契約者割戻金の支払い）

第50条 規約第69条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金につき、この会は、次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。

- (1) 共済契約者が指定する金融機関の口座への振込みによる支払い
 - (2) 第54条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い
2. 共済期間中に消滅した共済契約については、消滅日時点の残高の据置割戻金、消滅日までの未繰入れの据置利息および期中割当がおこなわれる場合の契約者割戻金の合計額を、消滅日の翌日以降に支払います。
 3. 前項の場合を除き、共済期間中に終了した共済契約については、終了日時点の残高の据置割戻金および終了日までの未繰入れの据置利息の合計額を、終了日の翌日以降に支払います。
 4. 共済期間中に契約者割戻金の請求がなされた共済契約については、支払請求受付日時点の残高の据置割戻金および支払請求受付日までの未繰入れの据置利息の合計額を、支払請求受付日の翌日以降に支払います。

(据置割戻金の通知)

第51条 共済契約者に対する据置割戻金残高等の通知は、事業年度ごとにおこないます。

【インターネット扱い】

(電磁的方法による共済契約の申込み)

第52条 共済契約申込者は、規約第12条(共済契約の申込み)第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」の提出に代えて、この会の定める電磁的方法により共済契約の申込み手続きをおこなうことができます。

2. 前項の場合、共済契約申込者は、規約第19条(共済掛金の口座振替)第4項の規定にかかわらず、払い込みできなかった初回掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第2項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。なお、この払い込みができなかった場合の取扱いは、同第4項の規定を準用します。

3. 第1項に規定する共済契約の申込み手続きは、次の各号に定めるとおりです。

(1) 共済契約申込者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面(以下「契約情報画面等」といいます。)に規約第12条(共済契約の申込み)に定める事項を入力し、この会に送信します。

(2) 共済契約申込者または被共済者になる者は、契約情報画面等にこの会が提示した告知事項に対し、事実を正確に入力し、この会に送信します。

(3) この会は前2号で入力された事項の受信をもって、共済契約申込書が提出されたものとみなし、この日を共済契約申込書提出の日とみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法または書面で共済契約申込者に通知します。

4. 本条による申込み手続きは、この会の会員が電磁的方法による共済契約の申込みに対応している場合に限りおこなうことができます。

(電磁的方法による共済契約の手続き)

第53条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会所定の書類またはこの会が定める書式の提出に代えて、次項、第3項、第4項または第5項に定める方法により手続きをおこなうことができます。

(1) 規約第9条(共済金受取人)第4項に定める死亡共済金受取人の指定または変更

(2) 規約第10条(共済金受取人の代理人)第1項に定める指定代理請求人の指定または変更

(3) 規約第26条(共済契約者の通知義務)第1項に定める共済契約者等の氏名の変更

(4) 規約第26条(共済契約者の通知義務)第1項に定める住所の変更

2. 前項第1号に規定する死亡共済金受取人の指定または変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。

(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に指定または変更したい死亡共済金受取人の氏名および続柄等を入力し、この会に送信し

ます。

- (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。
3. 第1項第2号に規定する指定代理請求人の指定または変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。
 - (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に指定または変更したい指定代理請求人の氏名および続柄等を入力し、この会に送信します。
 - (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。
4. 第1項第3号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。
 - (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に変更後の共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。
 - (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。
5. 第1項第4号に規定する住所変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。
 - (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に変更後の住所を入力し、この会に送信します。
 - (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。
6. 本条による手続きは、この会の会員が電磁的方法による共済契約の手続きに対応している場合に限ります。

(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)

第54条 共済契約者は、契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで、「この会の会員の扱う電子マネーへの振替」または「この会の会員の扱うポイントへの振替」(以下、総じて「電子マネー等への振替」といいます。)とすることができます。

2. 前項に定める電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限ります。

(重複の回避)

第55条 第52条(電磁的方法による共済契約の申込み)に定める共済契約の申込みが規約第12条(共済契約の申込み)第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第52条を適用し

ます。

2. 第53条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第9条（共済金受取人）第5項および第10条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第27条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第53条を適用します。

【事業の実施方法】

（改 廃）

第56条 この細則の変更および廃止は、理事会の承認をもっておこないます。

付 則

（2011年1月20日設定）

1. この細則は2011年（平成23年）9月1日から施行します。
2. 第13条第3項は2012年1月1日から適用し、適用の日から1年を経過した日に効力を失います。

付 則

（2013年1月17日細則一部改正）

1. この細則は2013年（平成25年）9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。
3. 第1項にかかわらず、第23条（入院の定義）の規定は、2013年（平成25年）1月18日以後に発生した共済事故から適用します。

付 則

（2013年5月30日細則一部改正）

（施行期日）

1. この細則は2013年（平成25年）9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。
3. 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる改定後の規定は2013年（平成25年）5月31日以後発生する共済事故より適用します。

第37条（条件付加入）

第38条（重度障害の取扱い）

第39条（共済金受取人が複数いる場合の取扱い）

第40条（申込日以前の不慮の事故を原因とする入院または手術の取扱い）

付 則
(2014年(平成26年) 5月29日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2014年9月1日より施行します。
2. 前項の規定にかかわらず、第20条(共済金の支払方法)については、2014年7月1日より施行します。
3. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則
(2015年(平成27年) 7月9日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2015年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則
(2016年(平成28年) 5月26日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2016年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則
(2016年(平成28年) 7月14日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2016年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則
(2017年(平成29年) 5月25日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2017年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則
(2018年(平成30年) 5月24日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2018年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2019年(令和元年)5月30日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2019年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2020年(令和2年)5月27日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2020年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2020年(令和2年)11月12日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2021年1月1日より施行します。

付 則

(2021年(令和3年)5月31日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2021年9月1日より施行します。

付 則

(2022年(令和4年)5月30日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2022年9月1日より施行します。

別表第1 共済契約の型

(1) 終身生命共済の型

区分	契約の種類	生命100万円型	生命200万円型	生命300万円型	生命500万円型	生命1,000万円型
		口数	口数	口数	口数	口数
死亡・重度障害共済金		10	20	30	50	100
発効時年齢 (※1)		満60歳～満70歳	0歳～満70歳	0歳～満70歳	0歳～満70歳	満15歳～満60歳

※1 発効時年齢において選択できる払込方法は別表第2の各共済契約の型の共済掛金額に定めます。

(2) 終身医療共済の型

区分	契約の種類	医療2,000円型	医療3,000円型	医療5,000円型	医療10,000円型
		口数	口数	口数	口数
疾病入院共済金		2	3	5	10
疾病手術共済金		2	3	5	10
災害入院共済金		2	3	5	10
災害手術共済金		2	3	5	10
発効時年齢 (※1)		満65歳～満70歳 (※2)	満30歳～満70歳	0歳～満70歳	0歳～満60歳

※1 発効時年齢において選択できる払込方法は別表第2の各共済契約の型の共済掛金額に定めます。

※2 生命共済事業および定期生命共済事業からの移行時のみ選択できます。

別表第2 各共済契約の型の共済掛金額

終身共済事業における各共済契約の型の共済掛金額は以下の通りです。単位はすべて円です。

1. 「終身生命共済」の各共済契約の型の共済掛金額

(1) 生命100万円型（女性の場合）

発効時年齢	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
60	-	-	-	-	8,700	103,440	4,490	53,280
61	-	-	-	-	-	-	4,740	56,270
62	-	-	-	-	-	-	5,020	59,620
63	-	-	-	-	-	-	5,330	63,340
64	-	-	-	-	-	-	5,680	67,530
65	-	-	-	-	-	-	6,080	72,310
66	-	-	-	-	-	-	6,530	77,700
67	-	-	-	-	-	-	7,060	83,930
68	-	-	-	-	-	-	7,670	91,230
69	-	-	-	-	-	-	8,390	99,850
70	-	-	-	-	-	-	9,260	110,150

(2) 生命100万円型（男性の場合）

発効時年齢	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
60	-	-	-	-	9,190	109,310	5,010	59,500
61	-	-	-	-	-	-	5,290	62,860
62	-	-	-	-	-	-	5,600	66,570
63	-	-	-	-	-	-	5,940	70,640

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
64	-	-	-	-	-	-	6,330	75,190
65	-	-	-	-	-	-	6,750	80,340
66	-	-	-	-	-	-	7,240	86,080
67	-	-	-	-	-	-	7,790	92,670
68	-	-	-	-	-	-	8,430	100,330
69	-	-	-	-	-	-	9,180	109,190
70	-	-	-	-	-	-	10,080	119,970

(3) 生命200万円型（女性の場合）

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	2,340	27,540	2,180	25,620	2,040	23,940	1,840	21,560
1	2,380	28,020	2,220	26,100	2,080	24,420	1,860	21,800
2	2,420	28,500	2,260	26,580	2,100	24,660	1,880	22,020
3	2,480	29,220	2,300	27,060	2,140	25,140	1,920	22,500
4	2,520	29,700	2,340	27,540	2,180	25,620	1,940	22,740
5	2,580	30,420	2,380	28,020	2,220	26,100	1,980	23,220
6	2,640	31,120	2,440	28,740	2,260	26,580	2,000	23,460
7	2,700	31,840	2,480	29,220	2,300	27,060	2,040	23,940
8	2,760	32,560	2,540	29,940	2,360	27,540	2,080	24,420
9	2,820	33,280	2,580	30,420	2,400	28,260	2,120	24,900
10	2,880	34,000	2,640	31,120	2,440	28,740	2,140	25,140
11	2,960	34,960	2,700	31,840	2,500	29,460	2,180	25,620
12	3,020	35,680	2,760	32,560	2,540	29,940	2,220	26,100
13	3,100	36,640	2,820	33,280	2,600	30,640	2,260	26,580

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
14	3,180	37,600	2,880	34,000	2,660	31,360	2,320	27,060
15	3,260	38,560	2,960	34,960	2,720	31,840	2,360	27,780
16	3,340	39,500	3,020	35,680	2,760	32,560	2,400	28,260
17	3,440	40,700	3,100	36,640	2,840	33,280	2,440	28,740
18	3,520	41,660	3,180	37,360	2,900	34,240	2,500	29,220
19	3,620	42,860	3,260	38,320	2,960	34,960	2,540	29,940
20	3,740	44,060	3,340	39,500	3,020	35,680	2,580	30,420
21	3,840	45,500	3,420	40,460	3,100	36,640	2,640	31,120
22	3,960	46,700	3,520	41,420	3,180	37,600	2,700	31,840
23	4,080	48,120	3,620	42,620	3,260	38,320	2,760	32,560
24	4,200	49,800	3,720	43,820	3,340	39,500	2,820	33,040
25	4,340	51,240	3,820	45,260	3,420	40,460	2,880	33,760
26	4,480	53,160	3,940	46,460	3,520	41,420	2,940	34,720
27	4,640	54,840	4,040	47,900	3,600	42,620	3,000	35,440
28	4,800	56,760	4,180	49,320	3,700	43,820	3,080	36,160
29	4,980	58,900	4,300	51,000	3,820	45,020	3,140	37,120
30	5,160	61,060	4,440	52,680	3,920	46,460	3,220	38,080
31	5,360	63,460	4,600	54,360	4,040	47,660	3,300	38,800
32	5,560	65,840	4,740	56,280	4,160	49,080	3,380	39,980
33	5,800	68,720	4,920	58,180	4,280	50,760	3,460	40,940
34	6,040	71,600	5,100	60,340	4,420	52,200	3,540	41,900
35	6,300	74,700	5,280	62,500	4,560	53,880	3,640	43,100
36	6,580	78,060	5,480	64,900	4,720	55,800	3,740	44,300
37	6,900	81,900	5,700	67,520	4,880	57,700	3,840	45,500
38	7,240	85,960	5,940	70,400	5,040	59,620	3,940	46,700
39	7,620	90,520	6,180	73,280	5,220	62,020	4,060	47,900
40	8,020	95,300	6,460	76,620	5,420	64,180	4,180	49,320
41	8,480	100,800	6,740	79,980	5,620	66,800	4,300	50,760
42	8,980	106,800	7,060	83,800	5,840	69,440	4,420	52,440
43	9,560	113,500	7,420	88,120	6,080	72,080	4,560	54,120

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
44	10,180	120,920	7,800	92,660	6,340	75,180	4,700	55,800
45	10,900	129,540	8,220	97,460	6,620	78,540	4,860	57,460
46	11,720	139,360	8,680	103,200	6,920	82,140	5,020	59,620
47	12,680	150,620	9,200	109,200	7,240	85,960	5,200	61,540
48	13,780	163,780	9,780	116,140	7,600	90,280	5,380	63,700
49	15,080	179,340	10,420	123,800	8,000	94,820	5,580	66,080
50	16,660	198,020	11,140	132,420	8,420	100,100	5,780	68,480
51	-	-	11,980	142,480	8,900	105,600	6,000	71,120
52	-	-	12,960	153,960	9,420	111,820	6,240	74,000
53	-	-	14,080	167,380	10,000	119,000	6,480	76,860
54	-	-	15,420	183,180	10,660	126,900	6,760	80,220
55	-	-	17,000	202,340	11,420	135,760	7,060	83,800
56	-	-	-	-	12,280	145,820	7,380	87,640
57	-	-	-	-	13,260	157,560	7,720	91,720
58	-	-	-	-	14,400	171,440	8,100	96,260
59	-	-	-	-	15,760	187,500	8,520	101,040
60	-	-	-	-	17,400	206,880	8,980	106,560
61	-	-	-	-	-	-	9,480	112,540
62	-	-	-	-	-	-	10,040	119,240
63	-	-	-	-	-	-	10,660	126,680
64	-	-	-	-	-	-	11,360	135,060
65	-	-	-	-	-	-	12,160	144,620
66	-	-	-	-	-	-	13,060	155,400
67	-	-	-	-	-	-	14,120	167,860
68	-	-	-	-	-	-	15,340	182,460
69	-	-	-	-	-	-	16,780	199,700
70	-	-	-	-	-	-	18,520	220,300

(4) 生命200万円型（男性の場合）

	短期払
--	-----

終身共済事業細則

発効時年齢	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	2,420	28,260	2,260	26,580	2,120	24,900	1,940	22,740
1	2,460	28,980	2,300	26,820	2,160	25,380	1,960	22,980
2	2,500	29,460	2,340	27,540	2,200	25,860	2,000	23,460
3	2,560	30,180	2,380	28,020	2,240	26,100	2,020	23,700
4	2,600	30,640	2,420	28,500	2,280	26,820	2,060	24,180
5	2,660	31,360	2,480	28,980	2,320	27,300	2,100	24,660
6	2,720	32,080	2,520	29,700	2,360	27,780	2,140	25,140
7	2,780	32,800	2,580	30,420	2,400	28,260	2,160	25,380
8	2,840	33,520	2,620	30,880	2,460	28,740	2,200	25,860
9	2,920	34,240	2,680	31,600	2,500	29,460	2,240	26,340
10	2,980	35,200	2,740	32,320	2,560	29,940	2,280	26,820
11	3,060	35,920	2,800	33,040	2,600	30,640	2,320	27,300
12	3,120	36,880	2,860	33,760	2,660	31,360	2,380	28,020
13	3,200	37,840	2,940	34,480	2,720	32,080	2,420	28,500
14	3,280	38,800	3,000	35,440	2,780	32,560	2,460	28,980
15	3,380	39,740	3,060	36,160	2,840	33,280	2,520	29,460
16	3,460	40,940	3,140	37,120	2,900	34,240	2,560	30,180
17	3,560	41,900	3,220	38,080	2,960	34,960	2,620	30,640
18	3,640	43,100	3,300	39,040	3,020	35,680	2,660	31,360
19	3,760	44,300	3,380	39,980	3,100	36,640	2,720	32,080
20	3,860	45,500	3,460	40,940	3,160	37,360	2,780	32,560
21	3,960	46,940	3,560	42,140	3,240	38,320	2,820	33,280
22	4,080	48,360	3,660	43,100	3,320	39,280	2,880	34,000
23	4,220	49,800	3,760	44,300	3,400	40,220	2,960	34,720
24	4,340	51,480	3,860	45,500	3,500	41,180	3,020	35,680
25	4,480	53,160	3,960	46,940	3,580	42,380	3,080	36,400
26	4,640	54,840	4,080	48,360	3,680	43,580	3,160	37,360
27	4,780	56,760	4,200	49,800	3,780	44,540	3,220	38,080
28	4,960	58,660	4,340	51,240	3,880	45,980	3,300	39,040
29	5,140	60,820	4,480	52,920	4,000	47,180	3,380	39,980
30	5,320	63,220	4,620	54,600	4,100	48,600	3,460	40,940

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
31	5,520	65,600	4,760	56,520	4,220	50,040	3,560	41,900
32	5,740	68,240	4,940	58,420	4,360	51,480	3,640	43,100
33	5,980	70,880	5,100	60,580	4,500	53,160	3,740	44,300
34	6,240	74,000	5,300	62,740	4,640	54,840	3,840	45,500
35	6,520	77,340	5,500	65,140	4,780	56,760	3,940	46,700
36	6,820	80,700	5,700	67,520	4,960	58,660	4,060	47,900
37	7,140	84,760	5,940	70,400	5,120	60,820	4,180	49,320
38	7,500	88,840	6,180	73,280	5,300	62,980	4,300	50,760
39	7,880	93,620	6,440	76,380	5,500	65,140	4,420	52,200
40	8,300	98,660	6,720	79,740	5,720	67,760	4,560	53,880
41	8,780	104,160	7,040	83,560	5,940	70,400	4,700	55,560
42	9,300	110,380	7,380	87,400	6,180	73,280	4,840	57,460
43	9,880	117,340	7,740	91,940	6,420	76,140	5,000	59,140
44	10,540	125,240	8,140	96,500	6,700	79,500	5,160	61,300
45	11,280	134,100	8,580	101,760	7,000	83,080	5,340	63,220
46	12,140	144,160	9,060	107,760	7,320	86,920	5,520	65,600
47	13,120	155,880	9,600	113,980	7,680	91,000	5,720	68,000
48	14,260	169,540	10,200	121,400	8,060	95,540	5,940	70,400
49	15,620	185,820	10,880	129,300	8,480	100,560	6,160	73,040
50	17,240	204,980	11,660	138,400	8,940	106,080	6,400	75,900
51	-	-	12,520	148,940	9,440	112,060	6,660	79,020
52	-	-	13,540	160,920	10,000	118,760	6,940	82,140
53	-	-	14,720	175,040	10,620	126,200	7,220	85,720
54	-	-	16,100	191,320	11,320	134,580	7,540	89,560
55	-	-	17,740	211,200	12,120	144,160	7,880	93,380
56	-	-	-	-	13,020	154,680	8,240	97,700
57	-	-	-	-	14,060	167,140	8,620	102,480
58	-	-	-	-	15,260	181,500	9,060	107,520
59	-	-	-	-	16,680	198,260	9,520	113,020
60	-	-	-	-	18,380	218,620	10,020	119,000

発効時年齢	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
61	-	-	-	-	-	-	10,580	125,720
62	-	-	-	-	-	-	11,200	133,140
63	-	-	-	-	-	-	11,880	141,280
64	-	-	-	-	-	-	12,660	150,380
65	-	-	-	-	-	-	13,500	160,680
66	-	-	-	-	-	-	14,480	172,160
67	-	-	-	-	-	-	15,580	185,340
68	-	-	-	-	-	-	16,860	200,660
69	-	-	-	-	-	-	18,360	218,380
70	-	-	-	-	-	-	20,160	239,940

(5) 生命300万円型（女性の場合）

発効時年齢	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	3,510	41,310	3,270	38,430	3,060	35,910	2,760	32,340
1	3,570	42,030	3,330	39,150	3,120	36,630	2,790	32,700
2	3,630	42,750	3,390	39,870	3,150	36,990	2,820	33,030
3	3,720	43,830	3,450	40,590	3,210	37,710	2,880	33,750
4	3,780	44,550	3,510	41,310	3,270	38,430	2,910	34,110
5	3,870	45,630	3,570	42,030	3,330	39,150	2,970	34,830
6	3,960	46,680	3,660	43,110	3,390	39,870	3,000	35,190
7	4,050	47,760	3,720	43,830	3,450	40,590	3,060	35,910
8	4,140	48,840	3,810	44,910	3,540	41,310	3,120	36,630
9	4,230	49,920	3,870	45,630	3,600	42,390	3,180	37,350
10	4,320	51,000	3,960	46,680	3,660	43,110	3,210	37,710

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
11	4,440	52,440	4,050	47,760	3,750	44,190	3,270	38,430
12	4,530	53,520	4,140	48,840	3,810	44,910	3,330	39,150
13	4,650	54,960	4,230	49,920	3,900	45,960	3,390	39,870
14	4,770	56,400	4,320	51,000	3,990	47,040	3,480	40,590
15	4,890	57,840	4,440	52,440	4,080	47,760	3,540	41,670
16	5,010	59,250	4,530	53,520	4,140	48,840	3,600	42,390
17	5,160	61,050	4,650	54,960	4,260	49,920	3,660	43,110
18	5,280	62,490	4,770	56,040	4,350	51,360	3,750	43,830
19	5,430	64,290	4,890	57,480	4,440	52,440	3,810	44,910
20	5,610	66,090	5,010	59,250	4,530	53,520	3,870	45,630
21	5,760	68,250	5,130	60,690	4,650	54,960	3,960	46,680
22	5,940	70,050	5,280	62,130	4,770	56,400	4,050	47,760
23	6,120	72,180	5,430	63,930	4,890	57,480	4,140	48,840
24	6,300	74,700	5,580	65,730	5,010	59,250	4,230	49,560
25	6,510	76,860	5,730	67,890	5,130	60,690	4,320	50,640
26	6,720	79,740	5,910	69,690	5,280	62,130	4,410	52,080
27	6,960	82,260	6,060	71,850	5,400	63,930	4,500	53,160
28	7,200	85,140	6,270	73,980	5,550	65,730	4,620	54,240
29	7,470	88,350	6,450	76,500	5,730	67,530	4,710	55,680
30	7,740	91,590	6,660	79,020	5,880	69,690	4,830	57,120
31	8,040	95,190	6,900	81,540	6,060	71,490	4,950	58,200
32	8,340	98,760	7,110	84,420	6,240	73,620	5,070	59,970
33	8,700	103,080	7,380	87,270	6,420	76,140	5,190	61,410
34	9,060	107,400	7,650	90,510	6,630	78,300	5,310	62,850
35	9,450	112,050	7,920	93,750	6,840	80,820	5,460	64,650
36	9,870	117,090	8,220	97,350	7,080	83,700	5,610	66,450
37	10,350	122,850	8,550	101,280	7,320	86,550	5,760	68,250
38	10,860	128,940	8,910	105,600	7,560	89,430	5,910	70,050
39	11,430	135,780	9,270	109,920	7,830	93,030	6,090	71,850
40	12,030	142,950	9,690	114,930	8,130	96,270	6,270	73,980

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
41	12,720	151,200	10,110	119,970	8,430	100,200	6,450	76,140
42	13,470	160,200	10,590	125,700	8,760	104,160	6,630	78,660
43	14,340	170,250	11,130	132,180	9,120	108,120	6,840	81,180
44	15,270	181,380	11,700	138,990	9,510	112,770	7,050	83,700
45	16,350	194,310	12,330	146,190	9,930	117,810	7,290	86,190
46	17,580	209,040	13,020	154,800	10,380	123,210	7,530	89,430
47	19,020	225,930	13,800	163,800	10,860	128,940	7,800	92,310
48	20,670	245,670	14,670	174,210	11,400	135,420	8,070	95,550
49	22,620	269,010	15,630	185,700	12,000	142,230	8,370	99,120
50	24,990	297,030	16,710	198,630	12,630	150,150	8,670	102,720
51	-	-	17,970	213,720	13,350	158,400	9,000	106,680
52	-	-	19,440	230,940	14,130	167,730	9,360	111,000
53	-	-	21,120	251,070	15,000	178,500	9,720	115,290
54	-	-	23,130	274,770	15,990	190,350	10,140	120,330
55	-	-	25,500	303,510	17,130	203,640	10,590	125,700
56	-	-	-	-	18,420	218,730	11,070	131,460
57	-	-	-	-	19,890	236,340	11,580	137,580
58	-	-	-	-	21,600	257,160	12,150	144,390
59	-	-	-	-	23,640	281,250	12,780	151,560
60	-	-	-	-	26,100	310,320	13,470	159,840
61	-	-	-	-	-	-	14,220	168,810
62	-	-	-	-	-	-	15,060	178,860
63	-	-	-	-	-	-	15,990	190,020
64	-	-	-	-	-	-	17,040	202,590
65	-	-	-	-	-	-	18,240	216,930
66	-	-	-	-	-	-	19,590	233,100
67	-	-	-	-	-	-	21,180	251,790
68	-	-	-	-	-	-	23,010	273,690
69	-	-	-	-	-	-	25,170	299,550
70	-	-	-	-	-	-	27,780	330,450

(6) 生命300万円型（男性の場合）

発効時年齢	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	3,630	42,390	3,390	39,870	3,180	37,350	2,910	34,110
1	3,690	43,470	3,450	40,230	3,240	38,070	2,940	34,470
2	3,750	44,190	3,510	41,310	3,300	38,790	3,000	35,190
3	3,840	45,270	3,570	42,030	3,360	39,150	3,030	35,550
4	3,900	45,960	3,630	42,750	3,420	40,230	3,090	36,270
5	3,990	47,040	3,720	43,470	3,480	40,950	3,150	36,990
6	4,080	48,120	3,780	44,550	3,540	41,670	3,210	37,710
7	4,170	49,200	3,870	45,630	3,600	42,390	3,240	38,070
8	4,260	50,280	3,930	46,320	3,690	43,110	3,300	38,790
9	4,380	51,360	4,020	47,400	3,750	44,190	3,360	39,510
10	4,470	52,800	4,110	48,480	3,840	44,910	3,420	40,230
11	4,590	53,880	4,200	49,560	3,900	45,960	3,480	40,950
12	4,680	55,320	4,290	50,640	3,990	47,040	3,570	42,030
13	4,800	56,760	4,410	51,720	4,080	48,120	3,630	42,750
14	4,920	58,200	4,500	53,160	4,170	48,840	3,690	43,470
15	5,070	59,610	4,590	54,240	4,260	49,920	3,780	44,190
16	5,190	61,410	4,710	55,680	4,350	51,360	3,840	45,270
17	5,340	62,850	4,830	57,120	4,440	52,440	3,930	45,960
18	5,460	64,650	4,950	58,560	4,530	53,520	3,990	47,040
19	5,640	66,450	5,070	59,970	4,650	54,960	4,080	48,120
20	5,790	68,250	5,190	61,410	4,740	56,040	4,170	48,840
21	5,940	70,410	5,340	63,210	4,860	57,480	4,230	49,920
22	6,120	72,540	5,490	64,650	4,980	58,920	4,320	51,000
23	6,330	74,700	5,640	66,450	5,100	60,330	4,440	52,080
24	6,510	77,220	5,790	68,250	5,250	61,770	4,530	53,520
25	6,720	79,740	5,940	70,410	5,370	63,570	4,620	54,600
26	6,960	82,260	6,120	72,540	5,520	65,370	4,740	56,040
27	7,170	85,140	6,300	74,700	5,670	66,810	4,830	57,120

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
28	7,440	87,990	6,510	76,860	5,820	68,970	4,950	58,560
29	7,710	91,230	6,720	79,380	6,000	70,770	5,070	59,970
30	7,980	94,830	6,930	81,900	6,150	72,900	5,190	61,410
31	8,280	98,400	7,140	84,780	6,330	75,060	5,340	62,850
32	8,610	102,360	7,410	87,630	6,540	77,220	5,460	64,650
33	8,970	106,320	7,650	90,870	6,750	79,740	5,610	66,450
34	9,360	111,000	7,950	94,110	6,960	82,260	5,760	68,250
35	9,780	116,010	8,250	97,710	7,170	85,140	5,910	70,050
36	10,230	121,050	8,550	101,280	7,440	87,990	6,090	71,850
37	10,710	127,140	8,910	105,600	7,680	91,230	6,270	73,980
38	11,250	133,260	9,270	109,920	7,950	94,470	6,450	76,140
39	11,820	140,430	9,660	114,570	8,250	97,710	6,630	78,300
40	12,450	147,990	10,080	119,610	8,580	101,640	6,840	80,820
41	13,170	156,240	10,560	125,340	8,910	105,600	7,050	83,340
42	13,950	165,570	11,070	131,100	9,270	109,920	7,260	86,190
43	14,820	176,010	11,610	137,910	9,630	114,210	7,500	88,710
44	15,810	187,860	12,210	144,750	10,050	119,250	7,740	91,950
45	16,920	201,150	12,870	152,640	10,500	124,620	8,010	94,830
46	18,210	216,240	13,590	161,640	10,980	130,380	8,280	98,400
47	19,680	233,820	14,400	170,970	11,520	136,500	8,580	102,000
48	21,390	254,310	15,300	182,100	12,090	143,310	8,910	105,600
49	23,430	278,730	16,320	193,950	12,720	150,840	9,240	109,560
50	25,860	307,470	17,490	207,600	13,410	159,120	9,600	113,850
51	-	-	18,780	223,410	14,160	168,090	9,990	118,530
52	-	-	20,310	241,380	15,000	178,140	10,410	123,210
53	-	-	22,080	262,560	15,930	189,300	10,830	128,580
54	-	-	24,150	286,980	16,980	201,870	11,310	134,340
55	-	-	26,610	316,800	18,180	216,240	11,820	140,070
56	-	-	-	-	19,530	232,020	12,360	146,550
57	-	-	-	-	21,090	250,710	12,930	153,720

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
58	-	-	-	-	22,890	272,250	13,590	161,280
59	-	-	-	-	25,020	297,390	14,280	169,530
60	-	-	-	-	27,570	327,930	15,030	178,500
61	-	-	-	-	-	-	15,870	188,580
62	-	-	-	-	-	-	16,800	199,710
63	-	-	-	-	-	-	17,820	211,920
64	-	-	-	-	-	-	18,990	225,570
65	-	-	-	-	-	-	20,250	241,020
66	-	-	-	-	-	-	21,720	258,240
67	-	-	-	-	-	-	23,370	278,010
68	-	-	-	-	-	-	25,290	300,990
69	-	-	-	-	-	-	27,540	327,570
70	-	-	-	-	-	-	30,240	359,910

(7) 生命500万円型（女性の場合）

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	5,850	68,850	5,450	64,050	5,100	59,850	4,600	53,900
1	5,950	70,050	5,550	65,250	5,200	61,050	4,650	54,500
2	6,050	71,250	5,650	66,450	5,250	61,650	4,700	55,050
3	6,200	73,050	5,750	67,650	5,350	62,850	4,800	56,250
4	6,300	74,250	5,850	68,850	5,450	64,050	4,850	56,850
5	6,450	76,050	5,950	70,050	5,550	65,250	4,950	58,050
6	6,600	77,800	6,100	71,850	5,650	66,450	5,000	58,650
7	6,750	79,600	6,200	73,050	5,750	67,650	5,100	59,850

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
8	6,900	81,400	6,350	74,850	5,900	68,850	5,200	61,050
9	7,050	83,200	6,450	76,050	6,000	70,650	5,300	62,250
10	7,200	85,000	6,600	77,800	6,100	71,850	5,350	62,850
11	7,400	87,400	6,750	79,600	6,250	73,650	5,450	64,050
12	7,550	89,200	6,900	81,400	6,350	74,850	5,550	65,250
13	7,750	91,600	7,050	83,200	6,500	76,600	5,650	66,450
14	7,950	94,000	7,200	85,000	6,650	78,400	5,800	67,650
15	8,150	96,400	7,400	87,400	6,800	79,600	5,900	69,450
16	8,350	98,750	7,550	89,200	6,900	81,400	6,000	70,650
17	8,600	101,750	7,750	91,600	7,100	83,200	6,100	71,850
18	8,800	104,150	7,950	93,400	7,250	85,600	6,250	73,050
19	9,050	107,150	8,150	95,800	7,400	87,400	6,350	74,850
20	9,350	110,150	8,350	98,750	7,550	89,200	6,450	76,050
21	9,600	113,750	8,550	101,150	7,750	91,600	6,600	77,800
22	9,900	116,750	8,800	103,550	7,950	94,000	6,750	79,600
23	10,200	120,300	9,050	106,550	8,150	95,800	6,900	81,400
24	10,500	124,500	9,300	109,550	8,350	98,750	7,050	82,600
25	10,850	128,100	9,550	113,150	8,550	101,150	7,200	84,400
26	11,200	132,900	9,850	116,150	8,800	103,550	7,350	86,800
27	11,600	137,100	10,100	119,750	9,000	106,550	7,500	88,600
28	12,000	141,900	10,450	123,300	9,250	109,550	7,700	90,400
29	12,450	147,250	10,750	127,500	9,550	112,550	7,850	92,800
30	12,900	152,650	11,100	131,700	9,800	116,150	8,050	95,200
31	13,400	158,650	11,500	135,900	10,100	119,150	8,250	97,000
32	13,900	164,600	11,850	140,700	10,400	122,700	8,450	99,950
33	14,500	171,800	12,300	145,450	10,700	126,900	8,650	102,350
34	15,100	179,000	12,750	150,850	11,050	130,500	8,850	104,750
35	15,750	186,750	13,200	156,250	11,400	134,700	9,100	107,750
36	16,450	195,150	13,700	162,250	11,800	139,500	9,350	110,750
37	17,250	204,750	14,250	168,800	12,200	144,250	9,600	113,750

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
38	18,100	214,900	14,850	176,000	12,600	149,050	9,850	116,750
39	19,050	226,300	15,450	183,200	13,050	155,050	10,150	119,750
40	20,050	238,250	16,150	191,550	13,550	160,450	10,450	123,300
41	21,200	252,000	16,850	199,950	14,050	167,000	10,750	126,900
42	22,450	267,000	17,650	209,500	14,600	173,600	11,050	131,100
43	23,900	283,750	18,550	220,300	15,200	180,200	11,400	135,300
44	25,450	302,300	19,500	231,650	15,850	187,950	11,750	139,500
45	27,250	323,850	20,550	243,650	16,550	196,350	12,150	143,650
46	29,300	348,400	21,700	258,000	17,300	205,350	12,550	149,050
47	31,700	376,550	23,000	273,000	18,100	214,900	13,000	153,850
48	34,450	409,450	24,450	290,350	19,000	225,700	13,450	159,250
49	37,700	448,350	26,050	309,500	20,000	237,050	13,950	165,200
50	41,650	495,050	27,850	331,050	21,050	250,250	14,450	171,200
51	-	-	29,950	356,200	22,250	264,000	15,000	177,800
52	-	-	32,400	384,900	23,550	279,550	15,600	185,000
53	-	-	35,200	418,450	25,000	297,500	16,200	192,150
54	-	-	38,550	457,950	26,650	317,250	16,900	200,550
55	-	-	42,500	505,850	28,550	339,400	17,650	209,500
56	-	-	-	-	30,700	364,550	18,450	219,100
57	-	-	-	-	33,150	393,900	19,300	229,300
58	-	-	-	-	36,000	428,600	20,250	240,650
59	-	-	-	-	39,400	468,750	21,300	252,600
60	-	-	-	-	43,500	517,200	22,450	266,400
61	-	-	-	-	-	-	23,700	281,350
62	-	-	-	-	-	-	25,100	298,100
63	-	-	-	-	-	-	26,650	316,700
64	-	-	-	-	-	-	28,400	337,650
65	-	-	-	-	-	-	30,400	361,550
66	-	-	-	-	-	-	32,650	388,500
67	-	-	-	-	-	-	35,300	419,650

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
68	-	-	-	-	-	-	38,350	456,150
69	-	-	-	-	-	-	41,950	499,250
70	-	-	-	-	-	-	46,300	550,750

(8) 生命500万円型（男性の場合）

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	6,050	70,650	5,650	66,450	5,300	62,250	4,850	56,850
1	6,150	72,450	5,750	67,050	5,400	63,450	4,900	57,450
2	6,250	73,650	5,850	68,850	5,500	64,650	5,000	58,650
3	6,400	75,450	5,950	70,050	5,600	65,250	5,050	59,250
4	6,500	76,600	6,050	71,250	5,700	67,050	5,150	60,450
5	6,650	78,400	6,200	72,450	5,800	68,250	5,250	61,650
6	6,800	80,200	6,300	74,250	5,900	69,450	5,350	62,850
7	6,950	82,000	6,450	76,050	6,000	70,650	5,400	63,450
8	7,100	83,800	6,550	77,200	6,150	71,850	5,500	64,650
9	7,300	85,600	6,700	79,000	6,250	73,650	5,600	65,850
10	7,450	88,000	6,850	80,800	6,400	74,850	5,700	67,050
11	7,650	89,800	7,000	82,600	6,500	76,600	5,800	68,250
12	7,800	92,200	7,150	84,400	6,650	78,400	5,950	70,050
13	8,000	94,600	7,350	86,200	6,800	80,200	6,050	71,250
14	8,200	97,000	7,500	88,600	6,950	81,400	6,150	72,450
15	8,450	99,350	7,650	90,400	7,100	83,200	6,300	73,650
16	8,650	102,350	7,850	92,800	7,250	85,600	6,400	75,450
17	8,900	104,750	8,050	95,200	7,400	87,400	6,550	76,600

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	9,100	107,750	8,250	97,600	7,550	89,200	6,650	78,400
19	9,400	110,750	8,450	99,950	7,750	91,600	6,800	80,200
20	9,650	113,750	8,650	102,350	7,900	93,400	6,950	81,400
21	9,900	117,350	8,900	105,350	8,100	95,800	7,050	83,200
22	10,200	120,900	9,150	107,750	8,300	98,200	7,200	85,000
23	10,550	124,500	9,400	110,750	8,500	100,550	7,400	86,800
24	10,850	128,700	9,650	113,750	8,750	102,950	7,550	89,200
25	11,200	132,900	9,900	117,350	8,950	105,950	7,700	91,000
26	11,600	137,100	10,200	120,900	9,200	108,950	7,900	93,400
27	11,950	141,900	10,500	124,500	9,450	111,350	8,050	95,200
28	12,400	146,650	10,850	128,100	9,700	114,950	8,250	97,600
29	12,850	152,050	11,200	132,300	10,000	117,950	8,450	99,950
30	13,300	158,050	11,550	136,500	10,250	121,500	8,650	102,350
31	13,800	164,000	11,900	141,300	10,550	125,100	8,900	104,750
32	14,350	170,600	12,350	146,050	10,900	128,700	9,100	107,750
33	14,950	177,200	12,750	151,450	11,250	132,900	9,350	110,750
34	15,600	185,000	13,250	156,850	11,600	137,100	9,600	113,750
35	16,300	193,350	13,750	162,850	11,950	141,900	9,850	116,750
36	17,050	201,750	14,250	168,800	12,400	146,650	10,150	119,750
37	17,850	211,900	14,850	176,000	12,800	152,050	10,450	123,300
38	18,750	222,100	15,450	183,200	13,250	157,450	10,750	126,900
39	19,700	234,050	16,100	190,950	13,750	162,850	11,050	130,500
40	20,750	246,650	16,800	199,350	14,300	169,400	11,400	134,700
41	21,950	260,400	17,600	208,900	14,850	176,000	11,750	138,900
42	23,250	275,950	18,450	218,500	15,450	183,200	12,100	143,650
43	24,700	293,350	19,350	229,850	16,050	190,350	12,500	147,850
44	26,350	313,100	20,350	241,250	16,750	198,750	12,900	153,250
45	28,200	335,250	21,450	254,400	17,500	207,700	13,350	158,050
46	30,350	360,400	22,650	269,400	18,300	217,300	13,800	164,000
47	32,800	389,700	24,000	284,950	19,200	227,500	14,300	170,000

発効時年齢	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
48	35,650	423,850	25,500	303,500	20,150	238,850	14,850	176,000
49	39,050	464,550	27,200	323,250	21,200	251,400	15,400	182,600
50	43,100	512,450	29,150	346,000	22,350	265,200	16,000	189,750
51	-	-	31,300	372,350	23,600	280,150	16,650	197,550
52	-	-	33,850	402,300	25,000	296,900	17,350	205,350
53	-	-	36,800	437,600	26,550	315,500	18,050	214,300
54	-	-	40,250	478,300	28,300	336,450	18,850	223,900
55	-	-	44,350	528,000	30,300	360,400	19,700	233,450
56	-	-	-	-	32,550	386,700	20,600	244,250
57	-	-	-	-	35,150	417,850	21,550	256,200
58	-	-	-	-	38,150	453,750	22,650	268,800
59	-	-	-	-	41,700	495,650	23,800	282,550
60	-	-	-	-	45,950	546,550	25,050	297,500
61	-	-	-	-	-	-	26,450	314,300
62	-	-	-	-	-	-	28,000	332,850
63	-	-	-	-	-	-	29,700	353,200
64	-	-	-	-	-	-	31,650	375,950
65	-	-	-	-	-	-	33,750	401,700
66	-	-	-	-	-	-	36,200	430,400
67	-	-	-	-	-	-	38,950	463,350
68	-	-	-	-	-	-	42,150	501,650
69	-	-	-	-	-	-	45,900	545,950
70	-	-	-	-	-	-	50,400	599,850

(9) 生命1,000万円型（女性の場合）

	短期払			
	60歳払込満了	65歳払込満了	70歳払込満了	80歳払込満了

終身共済事業細則

発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	16,300	192,800	14,800	174,800	13,600	159,200	11,800	138,900
16	16,700	197,500	15,100	178,400	13,800	162,800	12,000	141,300
17	17,200	203,500	15,500	183,200	14,200	166,400	12,200	143,700
18	17,600	208,300	15,900	186,800	14,500	171,200	12,500	146,100
19	18,100	214,300	16,300	191,600	14,800	174,800	12,700	149,700
20	18,700	220,300	16,700	197,500	15,100	178,400	12,900	152,100
21	19,200	227,500	17,100	202,300	15,500	183,200	13,200	155,600
22	19,800	233,500	17,600	207,100	15,900	188,000	13,500	159,200
23	20,400	240,600	18,100	213,100	16,300	191,600	13,800	162,800
24	21,000	249,000	18,600	219,100	16,700	197,500	14,100	165,200
25	21,700	256,200	19,100	226,300	17,100	202,300	14,400	168,800
26	22,400	265,800	19,700	232,300	17,600	207,100	14,700	173,600
27	23,200	274,200	20,200	239,500	18,000	213,100	15,000	177,200
28	24,000	283,800	20,900	246,600	18,500	219,100	15,400	180,800
29	24,900	294,500	21,500	255,000	19,100	225,100	15,700	185,600
30	25,800	305,300	22,200	263,400	19,600	232,300	16,100	190,400
31	26,800	317,300	23,000	271,800	20,200	238,300	16,500	194,000
32	27,800	329,200	23,700	281,400	20,800	245,400	16,900	199,900
33	29,000	343,600	24,600	290,900	21,400	253,800	17,300	204,700
34	30,200	358,000	25,500	301,700	22,100	261,000	17,700	209,500
35	31,500	373,500	26,400	312,500	22,800	269,400	18,200	215,500
36	32,900	390,300	27,400	324,500	23,600	279,000	18,700	221,500
37	34,500	409,500	28,500	337,600	24,400	288,500	19,200	227,500
38	36,200	429,800	29,700	352,000	25,200	298,100	19,700	233,500
39	38,100	452,600	30,900	366,400	26,100	310,100	20,300	239,500
40	40,100	476,500	32,300	383,100	27,100	320,900	20,900	246,600
41	42,400	504,000	33,700	399,900	28,100	334,000	21,500	253,800
42	44,900	534,000	35,300	419,000	29,200	347,200	22,100	262,200
43	47,800	567,500	37,100	440,600	30,400	360,400	22,800	270,600
44	50,900	604,600	39,000	463,300	31,700	375,900	23,500	279,000
45	54,500	647,700	41,100	487,300	33,100	392,700	24,300	287,300
46	58,600	696,800	43,400	516,000	34,600	410,700	25,100	298,100

発効時年齢	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
47	63,400	753,100	46,000	546,000	36,200	429,800	26,000	307,700
48	68,900	818,900	48,900	580,700	38,000	451,400	26,900	318,500
49	75,400	896,700	52,100	619,000	40,000	474,100	27,900	330,400
50	83,300	990,100	55,700	662,100	42,100	500,500	28,900	342,400
51	-	-	59,900	712,400	44,500	528,000	30,000	355,600
52	-	-	64,800	769,800	47,100	559,100	31,200	370,000
53	-	-	70,400	836,900	50,000	595,000	32,400	384,300
54	-	-	77,100	915,900	53,300	634,500	33,800	401,100
55	-	-	85,000	1,011,700	57,100	678,800	35,300	419,000
56	-	-	-	-	61,400	729,100	36,900	438,200
57	-	-	-	-	66,300	787,800	38,600	458,600
58	-	-	-	-	72,000	857,200	40,500	481,300
59	-	-	-	-	78,800	937,500	42,600	505,200
60	-	-	-	-	87,000	1,034,400	44,900	532,800

(10) 生命1,000万円型（男性の場合）

発効時年齢	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	16,900	198,700	15,300	180,800	14,200	166,400	12,600	147,300
16	17,300	204,700	15,700	185,600	14,500	171,200	12,800	150,900
17	17,800	209,500	16,100	190,400	14,800	174,800	13,100	153,200
18	18,200	215,500	16,500	195,200	15,100	178,400	13,300	156,800
19	18,800	221,500	16,900	199,900	15,500	183,200	13,600	160,400
20	19,300	227,500	17,300	204,700	15,800	186,800	13,900	162,800
21	19,800	234,700	17,800	210,700	16,200	191,600	14,100	166,400

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
22	20,400	241,800	18,300	215,500	16,600	196,400	14,400	170,000
23	21,100	249,000	18,800	221,500	17,000	201,100	14,800	173,600
24	21,700	257,400	19,300	227,500	17,500	205,900	15,100	178,400
25	22,400	265,800	19,800	234,700	17,900	211,900	15,400	182,000
26	23,200	274,200	20,400	241,800	18,400	217,900	15,800	186,800
27	23,900	283,800	21,000	249,000	18,900	222,700	16,100	190,400
28	24,800	293,300	21,700	256,200	19,400	229,900	16,500	195,200
29	25,700	304,100	22,400	264,600	20,000	235,900	16,900	199,900
30	26,600	316,100	23,100	273,000	20,500	243,000	17,300	204,700
31	27,600	328,000	23,800	282,600	21,100	250,200	17,800	209,500
32	28,700	341,200	24,700	292,100	21,800	257,400	18,200	215,500
33	29,900	354,400	25,500	302,900	22,500	265,800	18,700	221,500
34	31,200	370,000	26,500	313,700	23,200	274,200	19,200	227,500
35	32,600	386,700	27,500	325,700	23,900	283,800	19,700	233,500
36	34,100	403,500	28,500	337,600	24,800	293,300	20,300	239,500
37	35,700	423,800	29,700	352,000	25,600	304,100	20,900	246,600
38	37,500	444,200	30,900	366,400	26,500	314,900	21,500	253,800
39	39,400	468,100	32,200	381,900	27,500	325,700	22,100	261,000
40	41,500	493,300	33,600	398,700	28,600	338,800	22,800	269,400
41	43,900	520,800	35,200	417,800	29,700	352,000	23,500	277,800
42	46,500	551,900	36,900	437,000	30,900	366,400	24,200	287,300
43	49,400	586,700	38,700	459,700	32,100	380,700	25,000	295,700
44	52,700	626,200	40,700	482,500	33,500	397,500	25,800	306,500
45	56,400	670,500	42,900	508,800	35,000	415,400	26,700	316,100
46	60,700	720,800	45,300	538,800	36,600	434,600	27,600	328,000
47	65,600	779,400	48,000	569,900	38,400	455,000	28,600	340,000
48	71,300	847,700	51,000	607,000	40,300	477,700	29,700	352,000
49	78,100	929,100	54,400	646,500	42,400	502,800	30,800	365,200
50	86,200	1,024,900	58,300	692,000	44,700	530,400	32,000	379,500
51	-	-	62,600	744,700	47,200	560,300	33,300	395,100

	短期払							
	60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		80歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
52	-	-	67,700	804,600	50,000	593,800	34,700	410,700
53	-	-	73,600	875,200	53,100	631,000	36,100	428,600
54	-	-	80,500	956,600	56,600	672,900	37,700	447,800
55	-	-	88,700	1,056,000	60,600	720,800	39,400	466,900
56	-	-	-	-	65,100	773,400	41,200	488,500
57	-	-	-	-	70,300	835,700	43,100	512,400
58	-	-	-	-	76,300	907,500	45,300	537,600
59	-	-	-	-	83,400	991,300	47,600	565,100
60	-	-	-	-	91,900	1,093,100	50,100	595,000

2. 「終身医療」の各共済契約の型の共済掛金額

(1) 医療2,000円型（女性の場合）

	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
65	2,274	26,914	-	-	-	-	-	-
66	2,348	27,800	-	-	-	-	-	-
67	2,426	28,734	-	-	-	-	-	-
68	2,508	29,718	-	-	-	-	-	-
69	2,600	30,772	-	-	-	-	-	-
70	2,690	31,870	-	-	-	-	-	-

(2) 医療2,000円型（男性の場合）

	終身払		短期払		
			60歳払込満了	65歳払込満了	70歳払込満了

発効時年齢	月払		年払		月払		年払	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
65	2,848	33,738	-	-	-	-	-	-
66	2,950	34,934	-	-	-	-	-	-
67	3,056	36,180	-	-	-	-	-	-
68	3,168	37,522	-	-	-	-	-	-
69	3,282	38,862	-	-	-	-	-	-
70	3,404	40,300	-	-	-	-	-	-

(3) 医療3,000円型 (女性の場合)

発効時年齢	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
30	1,437	16,986	2,745	32,472	2,352	27,801	2,064	24,426
31	1,464	17,202	2,847	33,690	2,424	28,626	2,118	25,071
32	1,482	17,526	2,955	34,947	2,499	29,526	2,175	25,716
33	1,503	17,778	3,066	36,273	2,577	30,459	2,235	26,436
34	1,527	18,066	3,186	37,749	2,664	31,503	2,295	27,192
35	1,551	18,354	3,327	39,330	2,754	32,616	2,364	27,909
36	1,584	18,678	3,471	41,088	2,859	33,798	2,436	28,806
37	1,611	19,038	3,633	43,029	2,970	35,127	2,517	29,778
38	1,641	19,359	3,813	45,147	3,087	36,525	2,601	30,783
39	1,674	19,752	4,011	47,484	3,216	38,070	2,691	31,863
40	1,707	20,220	4,230	50,106	3,357	39,726	2,793	33,009
41	1,749	20,652	4,473	53,016	3,513	41,592	2,901	34,335
42	1,791	21,120	4,749	56,214	3,684	43,602	3,018	35,700
43	1,836	21,660	5,055	59,946	3,873	45,795	3,147	37,209
44	1,878	22,197	5,409	64,005	4,077	48,312	3,282	38,826
45	1,923	22,773	5,796	68,712	4,305	50,970	3,429	40,587
46	1,974	23,313	6,249	74,028	4,557	53,949	3,588	42,453

	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
47	2,022	23,961	6,768	80,205	4,836	57,255	3,762	44,574
48	2,076	24,531	7,374	87,423	5,145	60,918	3,957	46,836
49	2,133	25,212	8,094	95,901	5,499	65,118	4,164	49,317
50	2,190	25,932	8,949	106,065	5,892	69,786	4,389	51,972
51	2,247	26,577	-	-	6,342	75,105	4,638	54,921
52	2,307	27,297	-	-	6,858	81,246	4,917	58,224
53	2,373	28,053	-	-	7,461	88,392	5,223	61,851
54	2,436	28,845	-	-	8,172	96,870	5,568	65,979
55	2,508	29,703	-	-	9,024	106,929	5,961	70,614
56	2,577	30,531	-	-	-	-	6,411	75,963
57	2,655	31,428	-	-	-	-	6,927	82,038
58	2,739	32,364	-	-	-	-	7,530	89,184
59	2,820	33,405	-	-	-	-	8,238	97,623
60	2,907	34,374	-	-	-	-	9,090	107,682
61	3,000	35,487	-	-	-	-	-	-
62	3,096	36,600	-	-	-	-	-	-
63	3,195	37,788	-	-	-	-	-	-
64	3,297	39,081	-	-	-	-	-	-
65	3,411	40,371	-	-	-	-	-	-
66	3,522	41,700	-	-	-	-	-	-
67	3,639	43,101	-	-	-	-	-	-
68	3,762	44,577	-	-	-	-	-	-
69	3,900	46,158	-	-	-	-	-	-
70	4,035	47,805	-	-	-	-	-	-

(4) 医療3,000円型 (男性の場合)

	終身払		短期払		
			60歳払込満了	65歳払込満了	70歳払込満了

発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
30	1,470	17,349	2,703	31,971	2,307	27,261	2,022	23,922
31	1,509	17,778	2,820	33,369	2,397	28,377	2,094	24,744
32	1,548	18,282	2,952	34,914	2,493	29,490	2,172	25,680
33	1,590	18,786	3,087	36,531	2,595	30,675	2,250	26,580
34	1,635	19,290	3,237	38,322	2,700	31,968	2,331	27,549
35	1,680	19,830	3,399	40,188	2,817	33,333	2,418	28,626
36	1,725	20,436	3,570	42,201	2,937	34,734	2,511	29,739
37	1,779	21,012	3,759	44,463	3,069	36,315	2,613	30,927
38	1,827	21,624	3,960	46,908	3,213	38,040	2,718	32,181
39	1,881	22,200	4,182	49,566	3,363	39,795	2,829	33,441
40	1,932	22,845	4,431	52,512	3,525	41,769	2,949	34,842
41	1,992	23,490	4,707	55,746	3,705	43,851	3,069	36,351
42	2,049	24,207	5,007	59,298	3,897	46,116	3,207	37,968
43	2,112	24,924	5,343	63,249	4,104	48,558	3,351	39,654
44	2,172	25,644	5,721	67,743	4,332	51,288	3,510	41,484
45	2,238	26,508	6,147	72,807	4,581	54,237	3,672	43,494
46	2,307	27,294	6,636	78,552	4,854	57,507	3,852	45,615
47	2,373	28,086	7,194	85,233	5,160	61,095	4,047	47,877
48	2,448	28,950	7,845	92,922	5,496	65,118	4,257	50,394
49	2,523	29,847	8,607	102,006	5,877	69,573	4,485	53,157
50	2,598	30,747	9,528	112,887	6,303	74,673	4,731	56,067
51	2,679	31,713	-	-	6,786	80,421	5,010	59,301
52	2,766	32,685	-	-	7,347	87,027	5,310	62,889
53	2,850	33,690	-	-	7,989	94,716	5,646	66,912
54	2,937	34,803	-	-	8,754	103,695	6,024	71,334
55	3,033	35,880	-	-	9,663	114,543	6,447	76,362
56	3,129	37,032	-	-	-	-	6,927	82,071
57	3,228	38,217	-	-	-	-	7,476	88,647
58	3,333	39,474	-	-	-	-	8,121	96,225
59	3,444	40,767	-	-	-	-	8,880	105,204
60	3,564	42,240	-	-	-	-	9,789	115,980
61	3,690	43,677	-	-	-	-	-	-

	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
62	3,828	45,294	-	-	-	-	-	-
63	3,972	47,016	-	-	-	-	-	-
64	4,119	48,810	-	-	-	-	-	-
65	4,272	50,607	-	-	-	-	-	-
66	4,425	52,401	-	-	-	-	-	-
67	4,584	54,270	-	-	-	-	-	-
68	4,752	56,283	-	-	-	-	-	-
69	4,923	58,293	-	-	-	-	-	-
70	5,106	60,450	-	-	-	-	-	-

(5) 医療5,000円型 (女性の場合)

	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	1,390	16,280	1,900	22,390	1,770	20,835	1,655	19,515
1	1,400	16,460	1,935	22,745	1,795	21,135	1,680	19,755
2	1,410	16,580	1,965	23,105	1,820	21,495	1,700	20,055
3	1,430	16,760	2,010	23,645	1,855	21,855	1,730	20,355
4	1,445	17,000	2,045	24,125	1,890	22,265	1,770	20,835
5	1,470	17,300	2,105	24,780	1,930	22,865	1,800	21,255
6	1,495	17,660	2,150	25,380	1,980	23,345	1,835	21,675
7	1,525	17,955	2,205	26,040	2,020	23,885	1,885	22,210
8	1,555	18,255	2,270	26,760	2,075	24,485	1,930	22,745
9	1,590	18,675	2,330	27,535	2,135	25,140	1,975	23,285
10	1,620	19,095	2,400	28,375	2,190	25,920	2,025	23,945
11	1,650	19,395	2,475	29,210	2,250	26,520	2,075	24,545

	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
12	1,685	19,875	2,550	29,990	2,315	27,295	2,135	25,205
13	1,730	20,355	2,620	31,010	2,380	28,070	2,190	25,860
14	1,760	20,710	2,700	31,905	2,445	28,910	2,245	26,520
15	1,795	21,190	2,785	32,925	2,520	29,690	2,305	27,175
16	1,840	21,670	2,875	33,945	2,590	30,530	2,375	28,010
17	1,875	22,090	2,965	35,020	2,665	31,545	2,435	28,670
18	1,915	22,570	3,065	36,155	2,745	32,445	2,500	29,450
19	1,955	23,045	3,160	37,355	2,830	33,405	2,570	30,350
20	1,995	23,525	3,265	38,615	2,910	34,360	2,635	31,190
21	2,040	24,065	3,370	39,935	3,000	35,440	2,710	31,965
22	2,075	24,485	3,490	41,305	3,090	36,515	2,785	32,925
23	2,120	25,085	3,610	42,685	3,185	37,655	2,860	33,880
24	2,165	25,565	3,735	44,180	3,285	38,855	2,940	34,720
25	2,210	26,040	3,860	45,675	3,390	39,990	3,030	35,740
26	2,245	26,520	3,995	47,230	3,485	41,185	3,100	36,635
27	2,290	26,940	4,135	48,910	3,590	42,445	3,185	37,655
28	2,325	27,475	4,270	50,525	3,700	43,640	3,270	38,615
29	2,360	27,890	4,420	52,325	3,805	45,020	3,350	39,635
30	2,395	28,310	4,575	54,120	3,920	46,335	3,440	40,710
31	2,440	28,670	4,745	56,150	4,040	47,710	3,530	41,785
32	2,470	29,210	4,925	58,245	4,165	49,210	3,625	42,860
33	2,505	29,630	5,110	60,455	4,295	50,765	3,725	44,060
34	2,545	30,110	5,310	62,915	4,440	52,505	3,825	45,320
35	2,585	30,590	5,545	65,550	4,590	54,360	3,940	46,515
36	2,640	31,130	5,785	68,480	4,765	56,330	4,060	48,010
37	2,685	31,730	6,055	71,715	4,950	58,545	4,195	49,630
38	2,735	32,265	6,355	75,245	5,145	60,875	4,335	51,305
39	2,790	32,920	6,685	79,140	5,360	63,450	4,485	53,105
40	2,845	33,700	7,050	83,510	5,595	66,210	4,655	55,015
41	2,915	34,420	7,455	88,360	5,855	69,320	4,835	57,225

	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
42	2,985	35,200	7,915	93,690	6,140	72,670	5,030	59,500
43	3,060	36,100	8,425	99,910	6,455	76,325	5,245	62,015
44	3,130	36,995	9,015	106,675	6,795	80,520	5,470	64,710
45	3,205	37,955	9,660	114,520	7,175	84,950	5,715	67,645
46	3,290	38,855	10,415	123,380	7,595	89,915	5,980	70,755
47	3,370	39,935	11,280	133,675	8,060	95,425	6,270	74,290
48	3,460	40,885	12,290	145,705	8,575	101,530	6,595	78,060
49	3,555	42,020	13,490	159,835	9,165	108,530	6,940	82,195
50	3,650	43,220	14,915	176,775	9,820	116,310	7,315	86,620
51	3,745	44,295	-	-	10,570	125,175	7,730	91,535
52	3,845	45,495	-	-	11,430	135,410	8,195	97,040
53	3,955	46,755	-	-	12,435	147,320	8,705	103,085
54	4,060	48,075	-	-	13,620	161,450	9,280	109,965
55	4,180	49,505	-	-	15,040	178,215	9,935	117,690
56	4,295	50,885	-	-	-	-	10,685	126,605
57	4,425	52,380	-	-	-	-	11,545	136,730
58	4,565	53,940	-	-	-	-	12,550	148,640
59	4,700	55,675	-	-	-	-	13,730	162,705
60	4,845	57,290	-	-	-	-	15,150	179,470
61	5,000	59,145	-	-	-	-	-	-
62	5,160	61,000	-	-	-	-	-	-
63	5,325	62,980	-	-	-	-	-	-
64	5,495	65,135	-	-	-	-	-	-
65	5,685	67,285	-	-	-	-	-	-
66	5,870	69,500	-	-	-	-	-	-
67	6,065	71,835	-	-	-	-	-	-
68	6,270	74,295	-	-	-	-	-	-
69	6,500	76,930	-	-	-	-	-	-
70	6,725	79,675	-	-	-	-	-	-

(6) 医療5,000円型 (男性の場合)

発効時年齢	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	1,380	16,165	1,855	21,850	1,725	20,355	1,620	19,095
1	1,380	16,165	1,880	22,210	1,740	20,475	1,630	19,155
2	1,380	16,285	1,905	22,450	1,755	20,715	1,640	19,335
3	1,400	16,400	1,940	22,870	1,785	21,015	1,670	19,575
4	1,410	16,640	1,975	23,285	1,820	21,490	1,690	19,935
5	1,435	16,820	2,020	23,825	1,855	21,850	1,730	20,355
6	1,455	17,060	2,070	24,425	1,895	22,390	1,760	20,775
7	1,485	17,475	2,125	25,085	1,940	22,925	1,800	21,195
8	1,510	17,775	2,180	25,740	1,990	23,465	1,840	21,730
9	1,545	18,135	2,240	26,460	2,045	24,125	1,890	22,270
10	1,570	18,435	2,305	27,180	2,100	24,725	1,930	22,745
11	1,605	18,915	2,370	27,960	2,150	25,385	1,975	23,345
12	1,635	19,215	2,435	28,740	2,210	26,040	2,030	23,885
13	1,675	19,755	2,510	29,630	2,265	26,760	2,080	24,545
14	1,700	20,115	2,585	30,470	2,325	27,420	2,130	25,205
15	1,740	20,475	2,665	31,490	2,395	28,260	2,185	25,860
16	1,775	20,895	2,745	32,385	2,460	28,980	2,240	26,460
17	1,810	21,315	2,825	33,345	2,525	29,810	2,300	27,120
18	1,850	21,790	2,910	34,360	2,595	30,650	2,360	27,900
19	1,885	22,205	2,995	35,435	2,670	31,490	2,415	28,560
20	1,925	22,745	3,100	36,635	2,745	32,450	2,485	29,330
21	1,965	23,105	3,200	37,830	2,830	33,400	2,555	30,170
22	2,015	23,705	3,315	39,150	2,920	34,480	2,625	31,010
23	2,055	24,185	3,425	40,530	3,010	35,555	2,705	31,910
24	2,105	24,845	3,555	42,020	3,115	36,815	2,780	32,870
25	2,155	25,440	3,690	43,640	3,215	38,010	2,865	33,885
26	2,215	26,100	3,835	45,380	3,330	39,390	2,960	34,955
27	2,270	26,760	3,980	47,115	3,440	40,650	3,055	36,095
28	2,320	27,360	4,150	49,090	3,570	42,200	3,150	37,230

	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
29	2,385	28,135	4,320	51,125	3,700	43,760	3,265	38,550
30	2,450	28,915	4,505	53,285	3,845	45,435	3,370	39,870
31	2,515	29,630	4,700	55,615	3,995	47,295	3,490	41,240
32	2,580	30,470	4,920	58,190	4,155	49,150	3,620	42,800
33	2,650	31,310	5,145	60,885	4,325	51,125	3,750	44,300
34	2,725	32,150	5,395	63,870	4,500	53,280	3,885	45,915
35	2,800	33,050	5,665	66,980	4,695	55,555	4,030	47,710
36	2,875	34,060	5,950	70,335	4,895	57,890	4,185	49,565
37	2,965	35,020	6,265	74,105	5,115	60,525	4,355	51,545
38	3,045	36,040	6,600	78,180	5,355	63,400	4,530	53,635
39	3,135	37,000	6,970	82,610	5,605	66,325	4,715	55,735
40	3,220	38,075	7,385	87,520	5,875	69,615	4,915	58,070
41	3,320	39,150	7,845	92,910	6,175	73,085	5,115	60,585
42	3,415	40,345	8,345	98,830	6,495	76,860	5,345	63,280
43	3,520	41,540	8,905	105,415	6,840	80,930	5,585	66,090
44	3,620	42,740	9,535	112,905	7,220	85,480	5,850	69,140
45	3,730	44,180	10,245	121,345	7,635	90,395	6,120	72,490
46	3,845	45,490	11,060	130,920	8,090	95,845	6,420	76,025
47	3,955	46,810	11,990	142,055	8,600	101,825	6,745	79,795
48	4,080	48,250	13,075	154,870	9,160	108,530	7,095	83,990
49	4,205	49,745	14,345	170,010	9,795	115,955	7,475	88,595
50	4,330	51,245	15,880	188,145	10,505	124,455	7,885	93,445
51	4,465	52,855	-	-	11,310	134,035	8,350	98,835
52	4,610	54,475	-	-	12,245	145,045	8,850	104,815
53	4,750	56,150	-	-	13,315	157,860	9,410	111,520
54	4,895	58,005	-	-	14,590	172,825	10,040	118,890
55	5,055	59,800	-	-	16,105	190,905	10,745	127,270
56	5,215	61,720	-	-	-	-	11,545	136,785
57	5,380	63,695	-	-	-	-	12,460	147,745
58	5,555	65,790	-	-	-	-	13,535	160,375

	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
59	5,740	67,945	-	-	-	-	14,800	175,340
60	5,940	70,400	-	-	-	-	16,315	193,300
61	6,150	72,795	-	-	-	-	-	-
62	6,380	75,490	-	-	-	-	-	-
63	6,620	78,360	-	-	-	-	-	-
64	6,865	81,350	-	-	-	-	-	-
65	7,120	84,345	-	-	-	-	-	-
66	7,375	87,335	-	-	-	-	-	-
67	7,640	90,450	-	-	-	-	-	-
68	7,920	93,805	-	-	-	-	-	-
69	8,205	97,155	-	-	-	-	-	-
70	8,510	100,750	-	-	-	-	-	-

(7) 医療10,000円型 (女性の場合)

	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	2,780	32,560	3,800	44,780	3,540	41,670	3,310	39,030
1	2,800	32,920	3,870	45,490	3,590	42,270	3,360	39,510
2	2,820	33,160	3,930	46,210	3,640	42,990	3,400	40,110
3	2,860	33,520	4,020	47,290	3,710	43,710	3,460	40,710
4	2,890	34,000	4,090	48,250	3,780	44,530	3,540	41,670
5	2,940	34,600	4,210	49,560	3,860	45,730	3,600	42,510
6	2,990	35,320	4,300	50,760	3,960	46,690	3,670	43,350
7	3,050	35,910	4,410	52,080	4,040	47,770	3,770	44,420
8	3,110	36,510	4,540	53,520	4,150	48,970	3,860	45,490

	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
9	3,180	37,350	4,660	55,070	4,270	50,280	3,950	46,570
10	3,240	38,190	4,800	56,750	4,380	51,840	4,050	47,890
11	3,300	38,790	4,950	58,420	4,500	53,040	4,150	49,090
12	3,370	39,750	5,100	59,980	4,630	54,590	4,270	50,410
13	3,460	40,710	5,240	62,020	4,760	56,140	4,380	51,720
14	3,520	41,420	5,400	63,810	4,890	57,820	4,490	53,040
15	3,590	42,380	5,570	65,850	5,040	59,380	4,610	54,350
16	3,680	43,340	5,750	67,890	5,180	61,060	4,750	56,020
17	3,750	44,180	5,930	70,040	5,330	63,090	4,870	57,340
18	3,830	45,140	6,130	72,310	5,490	64,890	5,000	58,900
19	3,910	46,090	6,320	74,710	5,660	66,810	5,140	60,700
20	3,990	47,050	6,530	77,230	5,820	68,720	5,270	62,380
21	4,080	48,130	6,740	79,870	6,000	70,880	5,420	63,930
22	4,150	48,970	6,980	82,610	6,180	73,030	5,570	65,850
23	4,240	50,170	7,220	85,370	6,370	75,310	5,720	67,760
24	4,330	51,130	7,470	88,360	6,570	77,710	5,880	69,440
25	4,420	52,080	7,720	91,350	6,780	79,980	6,060	71,480
26	4,490	53,040	7,990	94,460	6,970	82,370	6,200	73,270
27	4,580	53,880	8,270	97,820	7,180	84,890	6,370	75,310
28	4,650	54,950	8,540	101,050	7,400	87,280	6,540	77,230
29	4,720	55,780	8,840	104,650	7,610	90,040	6,700	79,270
30	4,790	56,620	9,150	108,240	7,840	92,670	6,880	81,420
31	4,880	57,340	9,490	112,300	8,080	95,420	7,060	83,570
32	4,940	58,420	9,850	116,490	8,330	98,420	7,250	85,720
33	5,010	59,260	10,220	120,910	8,590	101,530	7,450	88,120
34	5,090	60,220	10,620	125,830	8,880	105,010	7,650	90,640
35	5,170	61,180	11,090	131,100	9,180	108,720	7,880	93,030
36	5,280	62,260	11,570	136,960	9,530	112,660	8,120	96,020
37	5,370	63,460	12,110	143,430	9,900	117,090	8,390	99,260
38	5,470	64,530	12,710	150,490	10,290	121,750	8,670	102,610

	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
39	5,580	65,840	13,370	158,280	10,720	126,900	8,970	106,210
40	5,690	67,400	14,100	167,020	11,190	132,420	9,310	110,030
41	5,830	68,840	14,910	176,720	11,710	138,640	9,670	114,450
42	5,970	70,400	15,830	187,380	12,280	145,340	10,060	119,000
43	6,120	72,200	16,850	199,820	12,910	152,650	10,490	124,030
44	6,260	73,990	18,030	213,350	13,590	161,040	10,940	129,420
45	6,410	75,910	19,320	229,040	14,350	169,900	11,430	135,290
46	6,580	77,710	20,830	246,760	15,190	179,830	11,960	141,510
47	6,740	79,870	22,560	267,350	16,120	190,850	12,540	148,580
48	6,920	81,770	24,580	291,410	17,150	203,060	13,190	156,120
49	7,110	84,040	26,980	319,670	18,330	217,060	13,880	164,390
50	7,300	86,440	29,830	353,550	19,640	232,620	14,630	173,240
51	7,490	88,590	-	-	21,140	250,350	15,460	183,070
52	7,690	90,990	-	-	22,860	270,820	16,390	194,080
53	7,910	93,510	-	-	24,870	294,640	17,410	206,170
54	8,120	96,150	-	-	27,240	322,900	18,560	219,930
55	8,360	99,010	-	-	30,080	356,430	19,870	235,380
56	8,590	101,770	-	-	-	-	21,370	253,210
57	8,850	104,760	-	-	-	-	23,090	273,460
58	9,130	107,880	-	-	-	-	25,100	297,280
59	9,400	111,350	-	-	-	-	27,460	325,410
60	9,690	114,580	-	-	-	-	30,300	358,940

(8) 医療10,000円型 (男性の場合)

	終身払		短期払		
			60歳払込満了	65歳払込満了	70歳払込満了

発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	2,760	32,330	3,710	43,700	3,450	40,710	3,240	38,190
1	2,760	32,330	3,760	44,420	3,480	40,950	3,260	38,310
2	2,760	32,570	3,810	44,900	3,510	41,430	3,280	38,670
3	2,800	32,800	3,880	45,740	3,570	42,030	3,340	39,150
4	2,820	33,280	3,950	46,570	3,640	42,980	3,380	39,870
5	2,870	33,640	4,040	47,650	3,710	43,700	3,460	40,710
6	2,910	34,120	4,140	48,850	3,790	44,780	3,520	41,550
7	2,970	34,950	4,250	50,170	3,880	45,850	3,600	42,390
8	3,020	35,550	4,360	51,480	3,980	46,930	3,680	43,460
9	3,090	36,270	4,480	52,920	4,090	48,250	3,780	44,540
10	3,140	36,870	4,610	54,360	4,200	49,450	3,860	45,490
11	3,210	37,830	4,740	55,920	4,300	50,770	3,950	46,690
12	3,270	38,430	4,870	57,480	4,420	52,080	4,060	47,770
13	3,350	39,510	5,020	59,260	4,530	53,520	4,160	49,090
14	3,400	40,230	5,170	60,940	4,650	54,840	4,260	50,410
15	3,480	40,950	5,330	62,980	4,790	56,520	4,370	51,720
16	3,550	41,790	5,490	64,770	4,920	57,960	4,480	52,920
17	3,620	42,630	5,650	66,690	5,050	59,620	4,600	54,240
18	3,700	43,580	5,820	68,720	5,190	61,300	4,720	55,800
19	3,770	44,410	5,990	70,870	5,340	62,980	4,830	57,120
20	3,850	45,490	6,200	73,270	5,490	64,900	4,970	58,660
21	3,930	46,210	6,400	75,660	5,660	66,800	5,110	60,340
22	4,030	47,410	6,630	78,300	5,840	68,960	5,250	62,020
23	4,110	48,370	6,850	81,060	6,020	71,110	5,410	63,820
24	4,210	49,690	7,110	84,040	6,230	73,630	5,560	65,740
25	4,310	50,880	7,380	87,280	6,430	76,020	5,730	67,770
26	4,430	52,200	7,670	90,760	6,660	78,780	5,920	69,910
27	4,540	53,520	7,960	94,230	6,880	81,300	6,110	72,190
28	4,640	54,720	8,300	98,180	7,140	84,400	6,300	74,460
29	4,770	56,270	8,640	102,250	7,400	87,520	6,530	77,100
30	4,900	57,830	9,010	106,570	7,690	90,870	6,740	79,740
31	5,030	59,260	9,400	111,230	7,990	94,590	6,980	82,480

	終身払		短期払					
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了	
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
32	5,160	60,940	9,840	116,380	8,310	98,300	7,240	85,600
33	5,300	62,620	10,290	121,770	8,650	102,250	7,500	88,600
34	5,450	64,300	10,790	127,740	9,000	106,560	7,770	91,830
35	5,600	66,100	11,330	133,960	9,390	111,110	8,060	95,420
36	5,750	68,120	11,900	140,670	9,790	115,780	8,370	99,130
37	5,930	70,040	12,530	148,210	10,230	121,050	8,710	103,090
38	6,090	72,080	13,200	156,360	10,710	126,800	9,060	107,270
39	6,270	74,000	13,940	165,220	11,210	132,650	9,430	111,470
40	6,440	76,150	14,770	175,040	11,750	139,230	9,830	116,140
41	6,640	78,300	15,690	185,820	12,350	146,170	10,230	121,170
42	6,830	80,690	16,690	197,660	12,990	153,720	10,690	126,560
43	7,040	83,080	17,810	210,830	13,680	161,860	11,170	132,180
44	7,240	85,480	19,070	225,810	14,440	170,960	11,700	138,280
45	7,460	88,360	20,490	242,690	15,270	180,790	12,240	144,980
46	7,690	90,980	22,120	261,840	16,180	191,690	12,840	152,050
47	7,910	93,620	23,980	284,110	17,200	203,650	13,490	159,590
48	8,160	96,500	26,150	309,740	18,320	217,060	14,190	167,980
49	8,410	99,490	28,690	340,020	19,590	231,910	14,950	177,190
50	8,660	102,490	31,760	376,290	21,010	248,910	15,770	186,890
51	8,930	105,710	-	-	22,620	268,070	16,700	197,670
52	9,220	108,950	-	-	24,490	290,090	17,700	209,630
53	9,500	112,300	-	-	26,630	315,720	18,820	223,040
54	9,790	116,010	-	-	29,180	345,650	20,080	237,780
55	10,110	119,600	-	-	32,210	381,810	21,490	254,540
56	10,430	123,440	-	-	-	-	23,090	273,570
57	10,760	127,390	-	-	-	-	24,920	295,490
58	11,110	131,580	-	-	-	-	27,070	320,750
59	11,480	135,890	-	-	-	-	29,600	350,680
60	11,880	140,800	-	-	-	-	32,630	386,600